

六、對獨外交

○日獨外交關係

(三月二十二日 衆豫算委員會 五五八頁)

(質)政 稻田直道

獨「ソ」不可侵條約締結サレテ以來日獨關係ハ白紙ニ還元シタト發表サレタノミデ、今日ニ至ルマデ日獨防共協定ニ關シテハ國民ヲ納得セシムルニ足ル妥當ナル解釋又ハ措置ガ無イ、今日如何ナル程度ニコノ協定ハ存在シテ居ルノデアルカ。

(答) 有田外相

獨「ソ」不可侵條約締結以來歐洲ニ關シテハ日本ハ介入セヌ方針ナルコトハ當時閣明サレタ如ク政府ノ重大ナル政策デアリ、日獨防共協定ハ防共協定トシテ殿存スルノデアツテ、「コミンテルン」ノ破壊工作ニ適時必要ナル處置ヲ執ル姿勢ニアリノデアリ。

(質)政 稻田直道

此ノ際獨逸ニ對シ何等ノ關心ヲ持タヌノデアルカ、何等カ親善方法ヲ考慮シテ交渉サレテ居ルカ。

(答) 有田外相

日本ト獨逸ハ現在親善關係ニアルガ、此ノ親善關係ヲ更ニ深メテ行クハ贊成デアリ、是ハ獨逸ノミナラズ伊太利其他ノ國ニ對シテモ親善關係増進ハ不變ノ方針デアリ。

(質)政 稻田直道

何等カ現在交渉シテ居ルカ。

(答) 有田外相

○日獨防共協定

(二月七日 衆豫算委員會 五三一五五頁)

(質)民 松本忠雄

獨「ソ」間ノ昨年八月ノ協定ト日獨防共協定トハ如何ニ調和セシムルカ、矛盾シナイカ、アノ協定ニ依リテ日獨防共協定ノ精神及ビ内容ニ影響ナキモノト認ムルヤ。

(答) 有田外相

獨「ソ」不可侵條約ト日獨防共協定トノ關係ハ防共協定ノ表面カラ極リ、法律的ニ言ヘバ獨「ソ」協定ハ必

ズシモ日獨協定ニ反スルトハ言ヘナイト思フガ、其ノ精神ニ於テハ必ズシモ全然合致シテ居ルトハ認め難イ、當時其ノ趣旨ノ抗議ヲ獨逸ニシタ、併シ抗議シタコトニ依リ日獨協定ヲ廢棄シタノデハナイ故、日獨ニ防共協定ハ今日尙現存シテ居ルト解釋シテ居ル。

(質)民 松本忠雄

獨「ソ」提携ハ日本國民ノ獨逸ニ對シテ持ツテ居タ熱情ヲ冷却セシメタガ獨「ソ」提携ノ責任ハ日本ノ態度ノ過リニアツタトモ謂ハレテ居ル、外相ノ説明ヲ承リ度イ。

(答) 有田外相

日本トノ間ノ關係如何ニ拘ラズ、當時ノ情勢トシテ獨逸ハアノ協定ヲ結ブ必要ガアツタコトト考ヘル。

(質)民 松本忠雄

此ノ點ニ付テ獨逸外相ハ日本使臣ニ對シ豫メ話ヲナシ、日本ガ防共協定強化ニ速カニ贊成シナケレバ獨逸ト結バザルヲ得ナイト云フ話ガアツタト謂フガ其點ヲ明確ニサレ度イ。

(答) 有田外相

防共強化ノ交渉内容ニ付テハ未ダ之ヲ公表スル時期

ニ達シテ居ナイト考ヘルノデ其點ハ差控ヘタイ、併シ此ノ交渉ノ内容カラ離レテ云ヘバ假ニ日本ガ日獨防共協定ノ強化ヲシナケレバ獨逸ハ「ソ」聯ト結バナバナラヌト云ツテモ、其ノ防共協定強化ガ日本ノ建前カラ若シ望ムベカラザルコトデアリナラバ是ハ獨逸ガ「ソ」聯ト結ンデモ巴ムヲ得ナイト思フ。

(質)民 松本忠雄

交渉内容ハ公表出来ナイト云フガ、昨年十二月八日白鳥大使ハ東京講演會ニ於テ獨逸外相ノ申入ヲ述ベテ居リ、ソノ速記ハ印刷ノ上配布販賣サレテ居ル、外相ガ豫算委員會ニ於テスラ言明ヲ憚ルコトヲ、大使ガ公開ノ席上デ講演シテ居ルコトヲ何ト考ヘルカ。

(答) 有田外相

外務大臣ハ大使ノ上デアルカラ大使ガ言ツタコトモ大臣トシテ言ヘヌコトモアル、白鳥大使ガ内容ノ如何ニ拘ラズ公開ノ席上デ交渉ノ内容ニ直リ上局ノ許可ヲ得ズシテ言ツタトスレバ極メテ不穩當ト思フ、其點ニ付テ當時外務省カラ注意シテアルト考ヘテ居ルガ、最近ハサヤウナ事ハナイヤウニ承知シテ居ル。

(質)民 松本忠雄

白鳥大使ハ其ノ講演ニ於テ獨逸ガ日本ニ話ヲスルト二十四時間内ニ世界ニ漏レルト獨逸外相ガ言ツタコト、又日獨同盟ヲ阻害シタカガ更ニ如何ニ日本國民ヲ誤ルカヲ憂ヘ、取ルモノモ取リ敢ズ歸ツタト述ベテ居ルガ、一國ノ元首ヲ代表スル大使ノ職務ノ中ニ日本ノ輿論ヲ喚起シ迷ヲ醒スガ如キコトガアルノデアルカ。

(答) 有 田 外 相

特命全權大使ノ職務ハ任國ニ在ツテ日本ヲ代表シ折衝ノ任ニ當ルコトデアルガ、歸朝ノ際ニ國內ニ外交知識ノ普及或ハ意見ノ徹底等ヲ圖ルコトハ差支ヘナイコトト思フ、併シコレハ白鳥大使ガ現ニ言ツタコトノ適否ヲ茲ニ判斷スルノデハナイガ、抽象的ニ言ヘバ國內ニ向ツテ大使ガ發言スルコトハ差支ヘナイコトト考ヘル。

(質) 民 松 本 忠 雄

大使ガ輿論ヲ指導センガ爲ニ歸朝ヲ願ヒ出デ、政府ガ之ヲ許スコトガ外務省ノ統制ノ上カラ許サレルカヲ聽イテ居ルノデアル。

(答) 有 田 外 相

歸朝ノ理由ガサウ云フコトデアリ、外務省ガソレヲ

承知デ歸朝ヲ命ジタトハ思ハス。 一八六

○獨逸船利用問題

(二月八日 衆豫算委員會 七八―七九頁)

(質) 民 堤 康 次 郎
獨逸船ノ日本支那關印其他日本ノ勢力範圍港ニ、三十五萬噸逃避シテ居ルモノヲ借用交渉ヲシテハ如何、日本ハ倫敦宣言ヲ批准シテモ居ナイシ、何レニセヨ英國ノ封鎖港デハナイカラ差支ナイト思フ。

(答) 有 田 外 相

色々考究スベキ點ガアルカラ目下關係省ト協議シテ居ル。

(三月六日 衆決算委員會 一一七頁)

(質) 社 米 窪 滿 亮
歐洲戰爭ニ依リ獨逸船船ノ日本港灣ニ逃避セルモノガ相當アルガ、船腹不足ノ今日之ヲ購入シテハ如何。

(答) 勝 遜 相

英國海戰法規ノ關係上、中立國ノ港ニ於テ船籍ヲ變更シテモ敵性ヲ失ハストノ解釋ヲ英國ハ取ツテ居ルタメ、取引ハモノニナラナイノデアル。

(三月二十二日 衆鑛業法改正委員會 三二七―三二八頁)

(質) 民 堤 康 次 郎

石炭増産ニ當ツテハ之ヲ運搬スル船舶ヲ必要トスルガ、現在日本ノ輸送船舶ハ不足シテ居ル、日本内地及ビ日本勢力範圍ノ東洋各地ノ獨逸船三十五萬噸ヲ、日本ガ借用之ヲ軍ノ運送船ニ利用シ得ラレヌカ。

(答) 有 田 外 相

未ダ遺憾作ラ此ノ席上デ説明スル時期ニ至ツテ居ナイ、船舶不足ノ現在獨逸船利用ノ必要ハ承知シテ居リ、此ノ目的達成ニ出來ルダケノ努力ハシテ居ル。

(質) 民 堤 康 次 郎

之ニ對シ英國カラ何か申入レガアツタノデハナイカ、中立國船ヲ拿捕擊沈シ得ル場合ハ其ノ中立國船舶ガ利敵行爲ヲ爲ス場合ニ限り、今回ノ場合ハ獨逸船ヲ日本ガ使用スルノデ日本船ヲ獨逸ニ使用セシメルノデハナイ。

(答) 有 田 外 相

單ニ日本ト英國トノ關係バカリデハナク關係スル所ハ三箇國モ四箇國モアル問題デアリ船ヲ所有スル獨逸トノ關係モアリ甚ダ複雑デ政府トシテモ出來ルダ

一八六

200

SP. 282

ケ努力シテ居ルガ交渉ノ見透シヲ述ベルコトハ差支ヘテ置カネバナラヌト思フ。

(三月四日 衆輸出損失補償委員會 三五―三六頁)

(質) 時 高 岡 大 輔

日本港灣ニ繫留サレテ居ル獨逸商船ヲ船腹不足ノ現在外交交渉ニ俟チ「チャーター」スル、或ハ船籍ヲ移ス等ニ依リ日本輸出貿易ニ貢獻セシムルコトハ出來ヌカ。

(答) 藤 原 商 工 相

英國ハ戰爭開始後船舶ノ名義變更ハ正當ノ手續ト認メズノデ、中支南支北支ノ資材運搬ニ獨逸汽船ヲ利用スルコトハ一寸困難デアル。

○獨逸人乘船拒否問題

(二月十六日 衆豫第一分科會 二二頁)

(質) 時 小 山 亮

淺間丸事件解決ノ交換條件トシテ、獨逸ノ特殊技能所有者等ヲ日本船ニ乗船セシメヌ取極ヲサレタノデハナイカ。

(答) 有 田 外 相

英國ニ對シテハ九名ハ其ノ一部デアアルカラ、殘餘ノ

一八七

SP. 282

201

引渡ニ付尚請求シテ居ル、將來ノ問題ニ付テ日本ノ法規ニ基キ軍隊ニ編入セラレテ居ル者其ノ疑アル者ヲ乗船セシメヌ方針ハ自發的ニ執ツタモノデ交換トシテ爲ルモノデハナイ、理由ハ將來ノ摩擦ヲ避ケンガ爲デアル。

(質)時 小山 亮

今後在米獨逸人ハ日本船ニ乗ルコトガ出来ナクナルノデハナイカ、コレニ對スル何等カノ取極ガアルノデハナイカ、郵船商船等ニ通牒ヲ發シテ居ルカ。

(答) 有田 外相

日本ハ獨自ノ見解ニ基キ告示ノ如キ方針ニ依リ對處スルノデアル。

○獨逸人乗船拒否ト不介入

(二月十六日 衆豫算第一分科會 二二頁)

(質)時 小山 亮

獨逸人ヲ日本船ニ乗船セシメヌ場合日獨間ニ感情的對立ヲ來サナイカ、歐洲戰亂不介入ノ立前ガ變ツテ來ナイカ。

(答) 有田 外相

日本ノ取扱ハ交戰國ニ對シ一様ニ適當セラルベキモ

ノデ、英佛或ハ獨ニ依リ厚薄ハ設ケナイ、今回執ツテ居ル方針ハ歐洲戰爭ニ介入セヌ最適ノモノト考ヘテ居ル。

○獨逸人關釜連絡船乗船禁止

(二月十六日 衆豫算第一分科會 二二頁)

(質)時 小山 亮

獨逸ノ赤十字社總裁モ關釜連絡船ニ乗船ヲ拒否サレタトノコトデアルガ真相如何、外務省ガ差止メルコトハ如何カト思フ。

(答) 有田 外相

左様ナコトハナイ。

(質)時 小山 亮

鐵道省ガ獨斷テ禁止命令ヲ出シタモノカ。

(答) 有田 外相

獨逸人ノ赤十字社總裁乗船禁止ノ命令ハ外務省ハ何等承知シナイ、鐵道省ノ告示ハ逓信省指令ニ關聯シ自發的ニ出シタコトデアル。

(二月七日 衆決算委員會 一三〇—一三一頁)

(質)時 今井 新造

獨逸赤十字社總裁ガ關釜連絡船乗船ヲ拒否サレタ件

(答) 松野 鐵相

成ベク制限ハ少クスルガ宜イト考ヘタノデアル。

(三月十二日 衆豫算委員會 三九七頁)

(質) 小田 榮

關釜連絡船ニ軍籍ニ編入サレタ獨逸人ノ乗船ヲ拒否スル示達ヲ出シタヤウデアアルガ如何ナル根據ニ基イタモノカ、關釜連絡船ニ臨檢事件ノ如キ事態ガ再ビナサレヌ豫備工作デアアルカ。

(答) 有田 外相

交戰國人ノ軍隊ニ編入サレタ者及ビ其ノ疑アル者ノ日本船船ニ乗船スルヲ避ケシメルタメ、所管ノ官廳カラ示達シタ事實ハアル、關釜連絡船ニ付テハ鐵道省ガ逓信省ノ示達ニ關聯シ自働的ニ告示シタモノト思フ。

ニ付、外務省ハ鐵道省ガ獨自ノ見解ニ基キ爲セルモノト答辯シテ居ルガコノ點ヲ明確ニサレ度イ。

(答) 松野 鐵相

當然來ラレル人ヲ鐵道省ガ差止メルコトハ斷ジテナイト思フ。

(質)時 今井 新造

歐洲交戰國人中軍隊ニ編入セラレ居ル者其ノ疑アル者ノ乗船ヲ禁止スル告示ハ如何ナル必要ニ基クカ。

(答) 松野 鐵相

逓信省ノ海運令ニ基キ同様ノ趣旨ニ依リ告示シタノデアル。

(質)時 今井 新造

逓信省ノ命令ニ基キ鐵道省モ出サネバナラヌ筋合トハ思ハレヌ、之ハ日本鐵道ニモ乘車セシメヌト同意義トナル。

(答) 松野 鐵相

鐵道省ノ連絡船モ一般船舶業ノ取扱ヲ受ケテ居ルノデアル。

(質)時 今井 新造

然ラバ鐵道省ノ連絡船ニ全部告示サレネバ不徹底デハナイカ。

七、其他國外交

○日佛通商關係

(三月七日 貴豫算第二分科會 三十八頁)

(質) 山川 端夫

日佛通商協定ハ三月十五日ヲ以テ失効スルガ、佛側ハ我軍ノ瀕越鐵道爆撃ヲ盾ニ取ツテ新協定ノ交渉ヲ拒ミ、或ハ日泰航空ノ佛印通過ヲ拒否シテ居ルヤウデアアルガソレ等ノ經過及ビ對策如何。

(答) 有田 外相

瀕越鐵道爆撃問題ニ對スル我方ノ公正ナル態度ニ依リ日佛間ノ空氣ハ好轉シタ。

(質) 山本外務省通商局長

所謂日佛通商協定ナルモノハ昨年六月貿易調整ニ關シ相互ニ爲シタ一方的意思表示ニ過ギズ、之ヲ正式協定トシテ更新スル運ビニハ至ツテ居ラヌガ、歐洲戰物發後モ交易ハ相當程度ニ行ハレテ居リ、日佛通商條約及ビ佛印トノ協定ハ依然存在スルノデ所謂無條約狀態ハ起リ得ナイ。

(質) 山川 端夫

○盤谷丸臨檢問題

(三月十二日 衆豫算委員會 三九九―四〇〇頁)

(質) 小田 榮

三月四日海防從泊中ノ盤谷丸ガ同地海軍ノ強制臨檢ヲ受ケ、「パンコック」積ミ基隆及ビ神戸行郵便物多數ヲ沒收シテ居ル、之ニ對シ外務當局ハ交戰國內ノ出來事ハ國際法上種々ノ解釋ガアリ即斷シ難イ事實ヲ調ベタ上抗議スルトノコトデアツタガ、只今マデニ抗議サレタカ今モ即斷シ難イト考ヘテ居ルノデア

(答) 有田 外相

盤谷丸ハ入港ト同時ニ佛印官憲ノ臨檢ヲ受ケ「シヤム」カラ積込シタ郵便物ヲ披キ、「パンコック」ノ獨逸人カラ本國ノ獨逸人ニ送ル郵便ヲ拿捕サレタノデ

(質) 民 最上 啓三

船長發ノ電文ニ依レバ其ノ行儀ハ日本宛デアアル、佛政府ガ之ヲ開封スルハ如何ナルモノカ、「(一)條約ニ依レバ公海ニ於テハ信書ハ全然之ヲ沒收スルコト出來ヌキウ規定サレテ居ル。

(答) 有田 外相

今度ノ事件ハ公海デハナイ海防港デアアル故佛蘭西領海内デアアル、日本行ノ行儀ヲ開ケタカ否カ明答出來ヌガ、船長ノ申立ニ依ルモ領事ノ報告ニ依ルモ沒收セル郵便物ハ獨逸人發獨逸人宛ノ信書デアツタトノコトデアアル、船ノ上カラ出サレタ無電通信ハ多少正確ヲ缺イテ居ルノデハナイカト想像スル。

(質) 民 最上 啓三

今回ノ沒收事件ニ對シ何等正式ノ抗議ヲ申込マヌト云フガ、政府ノ善處ヲ要望スル。

(答) 有田 外相

是等ノ事件ニ付キ適當ノ措置ヲ講ジナカッタノデハナイ、國際法上當然抗議スベキ問題ニ付テハ嚴重抗議シテ居ル、國際法上根據不十分ナルモノハ抗議ノ

アリ、交戰國ノ領海内ニ入ツタ中立國ノ船舶カラ交戰國ニ有害ナ文書或ハ情報或ハ戰時禁制品ヲ搜查拿捕シ得ルハ國際法ノ認メル所デアアル、敵國人ノ發シタ敵國人宛信書ヲ拿捕スルハ國際法上必ズシモ不法デハナイト思ハレル、唯其ノ中テ拿捕シ得ルモノハ交戰國ニ有害ナル情報其ノ他ノ文書デアリ有害ナラザルモノハ拿捕スベキ範圍ニ入ラヌノデアアル、海防デ佛印官憲ガ拿捕シタ信書中無害ノモノガアレバ其ノ返還ヲ要求スルハ當然デアリ其ノ點ニ付テハ日本領事カラ交渉シテ居ル。

(質) 民 最上 啓三

今ノ答辯ニ依レバ信書竝ニ他ノ小包等ノ郵便物ハ公海ニ於テモ敵國ニ宛テタモノハ差支ヘナイト云フガ、郵便條約ニ依レバ公海ニ於テハ信書ヲ拿捕スルコトハ出來ヌ、今回ノ郵便物沒收事件ハ郵便物ノ宛先ガ日本宛ト承知スル、日本宛郵便物ハ領海内ト雖モ無斷デ佛政府ガ開封其ノ内容ヲ見ルコトハ如何カト考ヘル。

(答) 有田 外相

帝國領事ノ報告ニ依ルモ、又盤谷丸船長ヲ取調ベタ結果ニ依ルモ、佛印官憲ノ沒收シタ郵便物ハ「パン

措置ノ如キハ講セラレヌガ、十分根據アルモノハ事
件ノ性質ニ應ジ然ルベク措置ヲ執ツテ居ル。

○佛印ヨリノ援蔣問題

(二月十六日 衆豫算第一分科會 二八頁)

(質) 民 田 村 秀 吉

佛領印度支那ヨリ蔣介石ニ軍需品ヲ供給スル密約ガ
佛國ト蔣政權間ニ締結サレタト云フガ真相如何。

(答) 有田外務大臣

日本ハ色々ナ情報ニ依リ佛國ニ抗議シテ居ルガ、其
ノ都度斷ジテ武器供給ノ事實ハナイト云ツテ居ル、
蔣介石ト佛國西間ニ武器供給ノ密約ガ出来タト云フ
如キ風説ハ未ダ承知シナイ。

○照國丸事件

(二月十三日 衆豫算委員會 二二一—二二二頁)

(質) 小 山 亮

照國丸ノ爆沈ガ獨逸ノ機械水雷デアアルカ英國ノモノ
デアアルカ分ラヌニシテモ、荷モ日本ノ船ニ對シ此處
ノ航路ヲ進メト英海軍ガ命令シタ以上、責任ハ英國
ニ在ルコト明瞭デアアル照國丸問題ニ對シ如何ナル處

拉致サレルル俱レアルモノハ乗セナイトノ趣旨デア
ル。

(質) 政 世 耕 弘 一

日本ノ國際法ノ解釋ニ依レバ乗船差支ヘナキ者モ、
英國ノ國際法ニ依レバ紛糾スル惧アル者ハ遠慮セシ
メル態度ヲ執ラレテ居ルノデハナイカ。

(答) 三谷條約局長

左様ナ態度ハ執ツテ居ナイ。

○歐洲交戰國人乗船禁止

(二月十五日 衆豫算委員會 二七八頁)

(質) 民 最 上 政 三

二月十一日官報ニハ「昭和十五年二月十日ヨリ下關
釜山間連絡船ニ歐洲交戰國人ノ内軍隊ニ編入セラレ
居ル者(其ノ疑アル者ヲ含ム)ノ乗船ヲ禁止ス」ト
云フ告示ガ出テ居ル、是ハ鐵相ガ承知デ出シタモノ
デアアルカ、或ハ外務其ノ他ノ關係者ト相談ノ上告示
サレタモノデアアルカ。

(答) 松 野 鐵 相

海運統制令ニ依リ遞信大臣ガ昭和十五年二月七日附
ヲ以テ告示シタコトニ準據シ、之ニ協力スル意味ニ

置ヲ執ツテ居ルカ。

(答) 有 田 外 相

此ノ件ハ昨年末獨逸並ニ英國政府ニ對シ質問シ、其
ノ回答ガ本年一月兩方カラ來タガ何レモ不十分ナ
デ更ニ書面ヲ以テ説明ヲ求メテ居ル次第デアアル、色
々本件ニ付テハ調査シテ居ルガ質問ノ非常ニ専門的
ナ説明ハ大イニ參考ニナル所ト思フ。

○交戰國人ノ日本船舶乗船問題

(三月十九日 衆豫算分科聯合會 四九一—五〇頁)

(質) 政 世 耕 弘 一

交戰國國民ガ今後日本船舶ニ依リ歸國セントスル場
合ノ取扱ハ如何ニスルカ。

(答) 三谷條約局長

公海デ中立國船カラ連行サレルル疑アル場合ハ調査
シ、其ノ危險ナキ者ヲ乗セル外ナシト思フ。

(質) 政 世 耕 弘 一

成ベク乗船セシメヌト云フノハ他國ノ解釋ニ準據ス
ルガ故デハナイカ。

(答) 三谷條約局長

成ベク乗セナイト云フノハ日本ノ見解ニ基イテモ、

於テ此ノ告示ヲ出シタ次第デアアル。

(質) 民 最 上 政 三

連絡船ハ國有鐵道ノ所有デアリ關釜連絡船ヲ通シ
「シベリヤ」經由歐洲ニ通ズル國際連絡線路デアアル、
斯様ナ國際主要幹線ニ斯ノ如キ發表ヲ爲スハ今日ノ
情勢ニ於テ日獨間ノ國際上ノ問題トナラヌカ。

(答) 松 野 鐵 相

海運統制令ニ依リ遞信大臣ノ告示ニ對シ、鐵道省モ
其ノ運行ヲ爲シテ居ル關係上之ニ協力スルハ當然デア
アルト云フ意味ニ於テ公布シタモノデアアル。

(質) 民 最 上 政 三

獨逸人ニ對シ連絡船ニ乗船スルヲ禁止セル爲政府ハ
連絡船利用ニ代ヘ、飛行機其他ノ機關ノ利用ヲ交渉
中トノ噂アルモ事實ナリヤ。

(答) 松 野 鐵 相

左様ナコトハ承知シテ居ナイ。

(質) 民 最 上 政 三

特ニ獨逸人ノ交通ニ對シ斯ノ如キ鐵道省ノ告示ヲナ
スコトガ現時ノ國際情勢ニ於テ宜クナイ、之ヲ取消
スカ又ハ何等カ善處スル考ハナイカ。

(答) 松 野 鐵 相

一九三

SP. 282009

207

206

SP. 282

鐵道省トシテハ告示シタコトヲ爲サヌヤウ處置シ
タ、從テ告示ト同時ニ鐵道連絡船ニ疑ノアル者ハ絶
對ニ乗ツテキナイコトヲ公ニサレタコトヲ承知サレ
度也。

○海戦法規ト不介入

(三月七日 衆議院委員會 一三一—一三三頁)

(質) 時 今 井 新 造

淺間丸事件解決ニ當ツテノ海戦法規ノ解釋ハ英國ニ
利益ヲ與ヘ事實上歐洲戰爭ニ介入セルコトニナルト
思フガ如何。

(答) 松 野 鐵 相

歐洲戰爭不介入ノ建前カラ何レノ國ヲ益シ何レノ國
ヲ害スルガ如キコトハ斷ジテナイ。

(質) 時 今 井 新 造

遞信省或ハ鐵道省ノ告示ノ結果ハ事實上英ニ利益
ヲ、獨ニ不利益ヲ與ヘタモノデアリ斯ル屈辱ノ告示
ニ依リ國家ノ方針ニ疑惑ヲ抱カシメタノハ遺憾デア
ル。

(答) 松 野 鐵 相

絶對ニ左様ナ意思ハナイコトヲ明ニシテ置ク。

八、對南方政策

○南方發展問題

(二月九日 衆議院委員會 一一〇頁)

(質) 社 三 宅 正 一

東亞新秩序確立ノ見地ニ立テバ日滿支ノ經濟提携ノ
ミヲ以テシテハ物質的基礎ガ不足デアルト考ヘル、
日滿支ノ「ブロック」ノミヲ以テシテハ護謨、錫、石
油等ニ付テ不足ガアル、カカル意味ニ於テ南洋方面
ニ對シ其ノ開發及ビ移住並ニ自由ナル貿易關係ヲ樹
立スルコトガ東亞新秩序建設上必要ト思フ、支那ニ
於ケル人口稠密ハ日本以上デアリ、關領印度支那及
ビ比律賓ト不可侵條約ヲ締結、和蘭等ニ安心ヲ與ヘ
ルト共ニ支那人東洋民族ノ移住開發及ビ自由ナル貿
易關係ヲ設定サレル意思ガアルカ否カ。

(答) 有 田 外 相

日本トシテ其ノ方面ニ發展其ノ方面ノ資源ヲ利用ス
ルコトハ今後は非必要ト考ヘテ居ル、南方諸地方ニ
對シ日本ガ領土の野心ヲ持ツカノ如キ宣傳ヲ誤解ガ
行ハレテ居ルガ、從來カカル誤解ヲ解クコトニ十分

努力シテ居ル、未ダ疑惑ガ全然去ツタトモ言難イガ
日本ガアノ方面ニ對シ領土の野心ナキコトヲ明ニシ
信ゼシメル方法ガアラバ勿論施行スベキコトヲ思フ、
不可侵條約ノ提議ハ歐洲諸國ノ中ニハ其ノ傳統的中
立政策カラ他國トノ間ニ不可侵條約ヲ結ブコトヲ好
マス國ガ尠カラズアリ、日本トシテハ向フニ應ズル
氣持ガアレバ締結ヲ考慮シテ差シモ差支ヘナイト思
フ、何レニセヨ日本ハ領土の野心ハナイガ經濟的ニ
ハ發展セザルヲ得ヌコトヲ理解セシメルヤウ努力ス
ル。

(二月十五日 衆議院委員會 二七六—二七七頁)

(質) 民 最 上 政 三

外相ハ南方地方ニ對シ經濟協力ヲ爲シ資源ヲ開發ス
ルト演説サレタガ、南洋方面ニ對スル拓殖事業費ハ
百萬圓内外デアリ、施政方針ノ演説ヲ活用サレルニ
ハ何等カノ考ガナケレバナラヌト思フ、關領印度ハ
一萬二千名ノ移民ヲ毎年許可シ日本人ハ千五百名
ノ割當ニナルガ、關印政府ノ種々ナ許可認可ノ必要
ナル爲、現在二三百名位移民ガ行ツテ居ルニ過ギヌ、

政府ノ努力如何ニ依リ千五百名位ハ移民サレルト
思フ、蘭領「ボルネオ」或ハ「ニューギニア」等ハ、
相當ノ土地デ人口稀薄デアラガ之ニ對スル對策ナキ
ヤ、兩國政府間ニ資源開發ノ爲何等カ開發會社ノ如
キモノヲ企テ考ヘナイカ。

(答) 有田 外相

南方諸地方ト貿易ノ増進ヲ圖リ又資源開發ニ協力ス
ルコトハ政府ノ方針ガアルガ、相手國トノ間ノ話合
又個人ト個人トノ話合等ガ順調ニ進行シタ上デ、
總テノ經費其ノ他豫算ニ計上サルベキモノハ計上シ
個人事業トシテ經營スベキモノハ期限ヲ附シテ計畫
セラルベキモノト思フガ、現在未ダ具體的ニ進ムベ
キモノ、政府モ民間モ今後積極的ニ進ムベキト考ヘ
ル、蘭印方面殊ニ「ジャワ」ニ對スル日本人渡航問題
ニ付テハ、アノ方面ノ人口ハ相當稠密デアリ、労働
賃銀ト生活狀態ノ關係カラ日本カラノ労働者ニ屬ス
ル者ノ移民ハ望ミガ少ナイノデアアル、或ハ貿易或ハ
小商賣ニ從事スル者ノ入國ガ日本人トシテ考慮サル
ベキ部類デアアル、然ルニ是等ノ營業ニ從事スル者ト
土著ノ人トノ關係ニ於テ相當制限ヲ受ケテ居ルタメ、
日本カラ新ニ入國スル者ガ相當ヨリ非常ニ少イノデ

(答) 小磯 拓相

北進南進東進西進等何レカニ方ニ偏スルコトハ國是
國策ノ上カラ考ヘテ居ラヌ、民族體系ノ主流ガ現代
北及ビ大陸ニ向フハ自然ノ趨勢デアラガ、經濟的權
利利益ヲ成ルベク早く手ニ收メントスレバ陸上交通
ニ依ルヨリ水上交通ニ依ルヲ便トスル、併シ一概ニ
一方ニ偏スベキデハナイト考ヘル。

○南方政策

(二月十九日 衆議院第一分科會 六七頁)

(質) 政 石坂 豐二

日滿支ノ相互善隣關係ガ十分ニ結バレテモ我國ノ必
要トスル物資資源ニ缺ケル所ガアリ、南方ノ農業資
源ノ開發或ハ礦物資源ノ開發ニ俟タネバナラヌ、南
方ニ對スル具體的方策ヲ承リ度イ。

(答) 小磯 拓相

日本ノ向フ所ハ北進南進等ニ偏極スベキモノデハナ
ク東西南北進デナケレバナラヌ、國策ハ今大陸方面
ニ行ハレテ居ルガ平和的經濟的南方發展策モ議論ノ
時代デハナイト考ヘル、右目的ヲ達成スル爲ニハ臺
灣南洋羣ヲ基調トシ南支那「タイ」國海峽植民地蘭領

アル、是等ニ付テ從來和蘭政廳側ト地方的ニモ十分
交渉シ出來ルダケ其ノ制限ヲ緩和セシメルコトニ努
力シテ居ル。

(二月十七日 衆議院第一分科會 四〇頁)

(質) 山本 厚三

拓務省ハ人口過剩ニ對シ移民ニ非常ナ經費ヲ使ツテ
居ルガ、南方ニハ左様ナ意味デ餘地アル國ガ深山ア
ルト見ラレル、南方ヘノ合理的進出ニ付テノ意見如
何。

(答) 小磯 拓相

臺灣及ビ南洋羣ヲ基底トシ平和的ニ經濟的進出ヲ主
眼トシテ居ル、移民ヨリハ會社事業等ニ依リ經濟進
出ヲ勸奨シ或程度ノ成果モ收メツツアル、尙調査機
關ヲ充實シ進出ノ方向方策ヲ明確ニシタイ、將來此
ノ方面ノ移民ハ必然考慮サレネバナラヌガ先ヅ大陸
移民ヲ先ニシ然ル後考ヘタイト思フ。

○南進北進政策

(二月十七日 衆議院第一分科會 五二―五四頁)

(質) 民 篠原 陸朗

南進論北進論ニ對スル拓相ノ意見如何。

○南方經濟發展方針

(二月十九日 衆議院第一分科會 七四―七五頁)

(質) 民 櫻井 兵五郎

南方經濟發展ハ國際關係ヲ餘リ刺戟シナイ方針ヨリ
モ、寧ロ蘭領佛領印度支那英領等ニ對シテ日本ノ必
要トスルモノハ、許可事業デアレ投資事業デアレ積
極的ニ進出スルコトガ却ツテ問題ヲ消化シ平和的ニ
解決スル方法デハナイカ。

(答) 小磯 拓相

蘭印ハ華僑ヲ通ジ排日氣分横溢シテ居リ徒ラニ刺戟
スル方法ハ賢明デハナイ、臺拓南拓ニ積極的ニ進出
セシメルコトモ成功ヲ妨ゲル場合ガアルト思フ、南
洋興發等民間會社或ハ個人ノ發展ハ圓滑ニ受容ラル
ル故スル形ニ於テハ積極的ニ進ムガ當ヲ得タ策カト
思フ。

○南洋局ト南方局

(二月十六日 衆豫算第一分科會 九頁)

(質) 社 田原 春 次
今年度豫算ニ外務省カラハ南洋局、拓務省カラハ南方局設置ヲ計上シテ居ルガ將來政策ニ不統一ヲ來ス處ハナイカ。

(答) 石井 外務書記官

拓務省外務省ハ關係省トシテ連絡シテ豫算ヲ提出シタモノデ、南方ニ對シテモ外務省ノ擔フベキ職責ト拓務省ノトニハ自ラ區別ガアリ、區別ヲ明確ニシテ外務省ニ南洋局拓務省ニ南方局ガ出來タノデアアル。

○對南機構ノ擴充調整

(三月四日 衆輸出損失補償委員會 二二二—二六頁)

(質) 時 高岡 大輔
日本ノ對南機構ヲ擴充調整ヲ爲ス意思ハナイカ、南洋方面ニハ優秀ナ外交官ガ派遣サレヌ傾向ガアル、將來東亞ニ於ケル總領事領事ニハ有用ナ人物ヲ充テ、又此等公館ノ横ノ連絡ヲ採ル必要ハナイカ。

(質) 中山 太一

對南洋貿易ノ現狀如何。

(答) 山本 外務省通商局長

日支事變以來入超ニ轉ジ、昭和十四年ニハ十三年ノ輸出二億三千萬圓ニ對シ二億六千萬圓ノ輸出増加ヲ見タガ尙ホ三千萬圓ノ入超トナツテ居ル、併シ本來南洋ハ我が出超關係ニアル最良ノ市場デアリ、且ツ我國ノ必要トスル羊毛、錫、「ゴム」、石油等ノ資源ノ豐富ナ地方デアルカラ益々貿易ヲ増進シタイ、唯多クハ歐洲ノ各本國ト至大ノ關係ヲ有スルコトニ考慮ヲ拂ハネバナラス。

(質) 中山 太一

華僑對策如何。

(答) 山本 外務省通商局長

二千萬ノ華僑中八割ハ南洋方面ニ在リ、日支事變勃發以來抗日ヲ策動シ來タガ是ハ其ノ本心ニ出ツルヨリモ思想或ハ利害關係ニ因ル所ガ多ク、其ノ點ニ着眼シテ熱心ニ善導シ、支那本土ニ於テモ有ユル華僑工作ヲ施シタ結果、最近ハ相當改善サレテ居ル。

(質) 中山 太一

從來ノ經驗カラ云ツテ在南洋邦人小賣業者ニ資金援

(答) 山本 通商局長

南洋方面ニ對スル外務機關ノ運営ヲ圓滑且ツ效果的ナラシメルニ付テハ外務省トシテモ最モ力ヲ致シテ居リ、先ヅ中央ノ機構ヲ之ニ順應スル爲南洋局ヲ設置スルコトニナツテ居リ、他方南洋方面ニハ最モ有爲ナ人物ヲ派遣スベク慎重考慮中デアアル。

○對南機構一元化

(三月十一日 貴豫算第二分科會 四—五頁)

(質) 松田 正之
拓相ハ平沼内閣ノ拓相ニ就任當時日本ハ南進ガ必要デアツテ、其ノ爲ニ南方行政機構ヲ一元化スベキダトノ談ヲ新聞ニ發表サレタガ現在ハ如何ニ考ヘルカ。

(答) 小磯 拓相

新聞記事ニハ一切責任ヲ持タヌ、南方機構ハ一元化シタ方ガ宜イと思フガ具體的ニハ交通通信ノ連絡整理、經濟の連鎖ノ實現ヲ圖ツタ後ニ徐ニ決定シタイ。

○對南洋貿易

(三月七日 貴豫算第二分科會 二二頁)

助ヲ爲シ商業的訓練ヲ施シテ、各地ニ散在セシメルコトガ市場確保ニ必要ト思フガ如何。

(答) 山本 外務省通商局長

小賣業者ニ對シテハ從來トモ金融上其ノ他ノ便宜ヲ與ヘ且ツ東京ニ於ケル其ノ養成事業ヲ援助シテ居ル、唯「フィリピン」ニ於テハ商權ヲ土人ニ回收スベク或種ノ小賣業ノ禁止法案ガ議會ニ提出サレテ居ルガ、在留邦人ハ農業、森林業等ニ從事スル者ガ大部分デアルカラソレガ通過シテモ影響ハアルマイ。

(質) 中山 太一

「フィリピン」ノ其ノ問題ニ關シテハ一層華僑ノ反省協力ヲ得ルコトガ必要デアルガ、他方其ノ氣運ヲ利用シテ、現在ノ邦商ヲシテ土人小賣商ト合作セシムベク指導シテハ如何。

(答) 山本 外務省通商局長

ソレハ最モ妙味アル方法ト考ヘル。

○南洋へ「スフ」製品輸出

(三月五日 衆輸出損失補償委員會 五五—五七頁)

(質) 時 高岡 大輔
「スフ」ノ多少入レル製品ノ販路ヲ南洋其ノ他ノ地方

一九九

ニ求メ、其レト交換ニ外棉ヲ輸入スル意思ハナイカ。

辻商工織維局長

〔答〕原料ハ四「ブロック」内ノ「バルブ」ヲ以テ當テテ居リ、資金關係ノ窮屈ナ現在直チニ「スフ」ニ代フルニ棉花ヲ輸入スルハ困難デアル、現在ノ物資動員計畫カラモ「スフ」ノ原料タル「バルブ」ノ金額デ棉花ヲ輸入スルコトモ直チニハ爲シ兼ネルト思フ。

○南洋航空路問題

(三月二十二日 衆豫算委員會 五七六頁)

(質) 第一笠 井重治

政府ハ「パンナム」カン・ニア・ウエイズ」會社ニ對シ、「バラオ」又ハ「グアム」ニ於テ我國ノ南洋航路ト連絡セシメ、我國ヨリ米大陸ニ飛行スルコトノ出來ルヤウ、旅客ノ搭乘不可能ナラバ郵便物ナリトモ搭載出來得ルヤウ何等カ積極的方法ヲ講ゼラレタイ。

(答) 勝 逯 相

或ル程度マデ話ハ進行シテ居タノデアルガ、日米間ノ國際事情ガ梗塞シテ居ル爲容易ニ其後進展シナイ狀況ニアル、日本ト「タイ」國トノ間ニ試験飛行ヲ繼續シテ居ルコトハ承知ノ通りデアリ、伊佛獨トモ具體的交渉ガ進ンデ居ルガ開戦其ノ他ノ爲未ダ具現出來ナイデ居ル。

今ノ南洋航路ヲ延長シ、一方蘭領印度「スラバヤ」方面或ハ婆洲「シドニー」メルボルン」邊リマデ定期航空ヲ爲ス考ヘハナイカ。

(質) 第一笠 井重治

南洋方面ニ對スル日本ノ商權擴張ノ爲ニ航空路ヲ開キ度イ希望ハ持ツテ居リ、種々折衝シタコトモアルガ、具體的ナコトヲ述ベルニハ達シテ居ナイ。

(答) 藤原航空局長

○南洋放送局設置問題

(二月十七日 衆豫算第八分科會 四三頁)

(質) 民 最上 政三

南洋廳管内ニ新ニ放送局ガ設置サレルト云フガ、其ノ場合ハ「バラオ」デアルカ「サイパン」デアルカ、國際放送ヲ目的トスルカ南洋群島管内ノ放送ヲ目的トスルカ。

(答) 田村逯信電務局長

場所ハ未ダ確定シテ居ナイ、放送ノ目的ハ南洋廳對内放送ト、同時ニソノ地理的關係ヲ利用シ南洋諸國

ヘノ海外放送ヲモ企圖シテ居ル。

○日系移民南洋開發

(二月十三日 衆豫算委員會 一九九頁)

(質) 北 勝太郎

米國ノ空氣ガ悪ク布哇及ビ「カリフォルニア」州ノ日系移民ノ處置ハ考慮サレネバナラス、一方海南島ノ開發ニハ農民漁民ガ必要デアル、海南島蘭領印度ハ外國資本ニ依ル資源開發ニ異存ナイトコトデアルカラ、此等ノ地方ニ移住セシメテハ如何。

(答) 有田 外相

今日米國ト萬一ノ場合ヲ考ヘテ布哇又ハ沿岸諸州ノ日本人ノ移住ヲ考ヘルコトハ如何カト思フ、併シ是等ノ地方ニ居ル日本人中移住ヲ欲スル者ガアレバ希望ニ應ズルコトハ適當ト思フガ、生活條件其他ニ於テ案外希望ニ反スル事實ガナイトモ限ラナイカラ、ソレ等個々ノ事件ヲ取扱方ニ付テハ考究ヲ要スル點ガアルト思フ。

○廈門盤谷航路

(三月二十五日 衆豫算第六分科會 六一七頁)

(質) 平 塚 廣義

補助航路廈門「パンコック」線ノ計畫内容如何。

(答) 伊勢谷逯信省管船局長

華僑在住地ニ英支ニ對抗シ航路ヲ擴張セントスルモノデ、廈門、汕頭、廣東ヲ經テ「サイゴン」「バンコック」ニ至ル線ヲ年十航海程度デ運航スル。

(質) 平 塚 廣義

内地、臺灣航路トノ關係如何。

(答) 伊勢谷逯信省管船局長

航路ノ重複ヲ避ケル爲メ本線ハ内地ニ延長セズ、廈門汕頭デ貨物ノ連絡ヲシタイ。

(質) 平 塚 廣義

如何ナル會社ヲシテ當ラシムルカ。

(答) 伊勢谷逯信省管船局長

東亞海運會社ガ適當ト考ヘルガ、大臣ノ命令ニ依ツテ決定スル。

○海南島開發問題

(三月一日 衆船員保險委員會 四七―四九頁)

(質) 社 前川 正一

事變前ニ海南島ニ臺灣總督府ノ出張所ハ無カッタ

カ。

(答) 森岡臺灣總督府總務長官

事變前ハ總督府ノ出張所若クハ臺拓ノ出張所ハ海南島ニハ無カッタ、然シ海南島ノ調査ハ臺灣ニ於テ二十年來行ツテ居リ、海南島攻略後臺灣ニ於テ調査セル資料ガ最重要ナ資料トナツタト信ジテ居ル。

(質) 社 前川 正 一

二十年前カラ調査シテ居リ、今ニ於テ臺灣拓殖ガ海南島ノ作物ヲ研究スルノハ甚シイ矛盾デハナイカ。

(答) 森岡臺灣總督府總務長官

簡單ナル農業等ハ何時デモ爲シ得ルノデアル、臺拓ノ現在爲シテ居ルノハ根本的新研究デアリ、斯ル研究無クシテハ計畫的ニ農業又畜産等ニ其ノ進歩ヲ圖ルコトハ出来ヌト思フ。

○海南島ノ資源

(二月十七日 衆豫算第一分科會 四二頁)

(質) 民 山本厚三

海南島ノ資源ハ幾何程ノ程度ノモノデアルカ。

(答) 小磯 拓相

海南島ハ支那ノ領土デアアルノデ與亞院ノ管轄區域デ

アリ、隨ヒ調査資料等モ纏ツテ居ナイ。

○日「タイ」航空路開設

(二月十六日 衆豫算第一分科會 二七二―二八頁)

(質) 民 田村秀吉

日「タイ」航空路ノ開設實施ハ如何ニナツテ居ルカ、佛蘭西ノ干渉ニ依リ停頓シタト云フガ事實カ、今後ノ方針ト見透シ如何。

(答) 三谷條約局長

昨年日「タイ」間ニ條約ガ成立今年勿々實施サレル豫定デアツタガ、印度支那著陸ニ佛蘭西ガ同意セズ實行ニ困難ヲ生ジ其後未ダ話合ガ付カヌ事情ニア

(質) 民 田村秀吉

見透ハ如何。

(答) 三谷條約局長

見透ハ日佛間ノ他ノ種々ノ問題ニ關聯シテ居リ、ソレ等ノ問題ハ現ニ交渉中デアル。

(二月十七日 衆豫算第八分科會 四四頁)

(質) 民 最上政三

日本暹羅間航空路ハ昨今新聞紙上ニ掲載サレル國際航

空路ト無關係デアルカ。

(答) 藤原航空局長

秘密會ヲ答辯シ度イ。

(二月十九日 衆豫算第八分科會 七四頁)

(質) 社 三宅正一

「タイ」國トノ定期航空ニ於テ佛領印度支那通過ヲ佛國ガ承諾セヌト云フガ、如何ナル關係ニナツテ居ルカ。

(答) 藤原航空局長

數年來ノ懸案デアツタ日「タイ」定期航空路開設ハ、十三年末日「タイ」間ニ略意見一致シ、佛印通過ニ付佛國ト交渉ヲ開始、十四年八月ニハ日佛間ニ原則的諒解成立、日「タイ」間ニハ昨年十一月條約調印本年二月ヨリ實施ノ豫定デアツタガ、昨年十二月末佛國ハ戰時狀態下ニアルヲ理由ニ右實施延期方ヲ申入レアリ、目下外交當局ヨリ確約違反ヲ責メ銳意交渉中デアルガ、日「タイ」航空連絡ハ一日モ忽ニスベカラザル重要問題ナル爲、差當リ佛印ヲ通過セザル航空路ヲ開設、二月十六日佛印ヲ經テ試驗飛行實施ヲ準備シ、之ヲ定期化スベク努力シタイト考ヘテ居ル。

○外國語學校「タイ」語廢止

(三月十八日 衆豫算委員會 四七八―四七九頁)

(質) 民 山本厚三

東京外國語學校ノ「シヤム」語今「タイ」語ノ廢止ニナツタ理由如何、「タイ」國ハ日本ニ好意ヲ持チ貿易關係モアリ、留學生モ來テ居リ、現在ノ國際關係カラ速ニ之ヲ復活サルベキト思フ。

(答) 松浦文相

東京外國語學校ノ「タイ」語ハ今日本科トシテハ廢止サレテ居ル、是ハ入學者ガ僅少ナ關係カラ自然廢止ニナツタノデアアル、併シ夜學部トシテハ速成科トシテ今日モ授業サレテ居リ、「タイ」國トノ親善關係ニ鑑ミ本科トシテ設置スルコトハ十分考慮シタイ。

(質) 有田外相

日本人ガ泰語ヲ知ルハ兩國ノ關係カラ極メテ希マシイコトト信ズル、外交方面カラモ泰語ノ學習ヲ爲ス者ノ多數ナルコトヲ希望スルコトハ勿論デアアル。

○蘭印對策

(三月四日 衆輸出損失補償委員會 三八頁)

11011

SP. 282

217

216

SP. 282

(質) 民 最上 政三
蘭印ニ對シ新シキ條約ヲ交渉中ト論議サレテ居ルガ事實デアルカ。

(答) 山本通商局長
此ノ方面ニ對スル經濟的伸張ニ付テハ常ニ最善ヲ盡シテ居ル、是ガ實行ノ爲ニ政治的ニモ經濟的ニモ蘭印ヲ中心ニ目下工作中デ目的達成ノ爲ニ最善ノ努力ヲ致シテ居ル。

○蘭印トノ不可侵條約
(二月十九日 衆豫算第一分科會 七三頁)

(質) 民 櫻井兵五郎
外相ハ最近蘭印ニ對シ不侵條約ヲ結ブ用意アルコトヲ漏シ拒否セラレタト傳ヘラレルガ、是ハ拙劣ナ方法デアリ經濟發展ニ支障ヲ起サシメルモノデハナイカト思フ、之ニ付テ外相ハ拓相ト協議サレタカ。

(答) 小磯 拓相
外務大臣ガ和蘭ト不可侵條約ヲ締結スル等ノ問題ハ何等承知シナイ。

○蘭印(へ)織機輸出
(三月二日 衆輸出損失補償委員會 一六頁)

(質) 政 曾和 義式
蘭印ニ織機ガ輸出サレルガ、此ノ地方ニ織物業ガ發達スレバ日本ノ顧客地ヲ失ヒ、綿織物輸出ニ重大ナ影響ヲ受ケルト思フ、然ルニ輸出向織機ノ製造ニハ相當鐵鋼ガ配給サレテ居ルト言ハレ、業者ハ將來ニ對シ危惧ノ念ヲ抱イテ居ルガ政府ノ意見ヲ伺ヒタ

(答) 加藤商工政務次官
織機ハ英國其他カラモ蘭印ハ購入シ、他國カラ入ルモノトスレバ日本カラ送ルガ宜イト言ツタ關係デ已ムラ得ズ送ル場合ガアルガ考慮スベキ問題ト思フ、特ニ織機ダケノ輸出ヲ盛ナラシメル意思ハ政府ハ持ツテ居ナイ。

(質) 政 曾和 義式
内地ニ於テハ民需向鐵鋼材料ハ殆ド配給ガナイニ拘ラズ、輸出物デアルト云フ意味デ織機ノ製造資材ハ供給サレ蘭印ニ輸出サレテ居ルコトニ對シテハ積極的ニ輸出禁止ノ方法ヲ考慮サレ度イ。

(答) 加藤商工政務次官
輸出品ノ選定ト市場ニハ十分注意シ戰時貿易政策ノ趣旨ニ合フヤウニ致シ度イ、織機ニ付テモ十分善處

○比律賓ニ於ケル外國小賣商排斥
(三月四日 衆輸出損失補償委員會 三九頁)

(質) 民 最上 政三
比律賓議會ニ於テハ外國人小賣商排斥法案ガ上程サレ、同時ニ經濟國營化運動ガ起リ、外國人商店排斥ノ傾向ガアルガ實情ハ如何。

(答) 山本通商局長
小賣商制限ノ法案ガ提出サレテ居ルコトハ公報ニ接シテ居ル、比律賓方面ニハ華僑ガ非常ナ勢力ヲ有シ、此ノ華僑ノ進出ヲ抑ヘ小賣商ヲ自國人ノ手ニ收メルタメニ右法案ガ提出サレタモノデ、此ノ法案通過ニ依リ日本人ノ影響ヲ受ケルコトハ殆ドナイ、又通過スルカ否カモ疑問デアル。

○「マニラ」麻輸入關係
(二月十六日 衆豫算第一分科會 七九頁)

(質) 社 田原 春次
比律賓群島「ダバオ」ニ於テ「マニラ」麻ヲ在留同胞ガ栽培内地ニ輸出スルニ關シ、輸入商ハ事變ニ依リ輸入制限ヲ口實ニ價格ヲ三分ノ一二叩キ買入レテ居

ル、之ニ對シ麻生産者ハ組合ヲ組織シ直接内地ニ輸出ヲ企圖シ陳情ニ來テ居ルガ、之ニ對シ拓務商工外務ハ便宜ヲ與ヘテ居ナイ、領事ガ陳情代表者ト好クナイ事情ガアルト云フガ、現地ニ對スル豫備知識ナキ領事ノ干渉或ハ輸入商ノ暴利等ニ付テノ所見如何。

(答) 有田 外相

居留民ノ多イ土地ニハ兎角派ガ生シ易イ、領事ハ此ノ間ニ十分平和ヲ維持シ居留民全體ノ發展ヲ指導セネバナラスガ甚ダ困難ナノデアアル、或ル領事ニ對シテハ反對派ガ非難スル場合モアリ、外務省トシテハ十分公正ナ立場ニ立テ判断シ監督セネバナラヌト思フ、「ダバオ」ノコトハ能ク承知シテ居ナイガ十分注意シテ行キタイト考ヘル。

(二月十六日 衆議院第七分科會 二二一―二四頁)

(質) 社 田原 春次

「ダバオ」在任同胞ノ麻輸入割當ニ付商工省ノ意見ヲ伺ヒ度イ

(答) 藤原 商工相

事情調査ノ上事實トスレバ氣ノ毒デモアリ、同胞海外發展ノ爲ニモ出來ルダケ盡力シ度イと思フ。

(二月十九日 衆議院第一分科會 七八―八二頁)

(質) 社 田原 春次

日本ニ輸入サレル「マニラ」麻ハ輸入商ニ依リ利益ヲ獲得サレ、收支償ハズ生産者ハ強固ナル生産組合ヲ組織シ麻ノ合理的販賣及ビ直接輸出ヲ企圖シ輸入許可ニ付内地ニ陳情ニ來テ居ルガ、「ダバオ」領事ニ内地官廳ヨリ訓令セルモノハ此ノ陳情ヲ「ダバオ」在留邦人ノ勢力争ヒ等ニ依ル策動トシ、生産組合ヲ認メズ輸入割當許可ガ得ラレナイ實情ニアル、此ニ對スル拓務省ノ意見及ビ我國爲替及ビ輸出入政策ニ付意見ヲ承リ度イ。

(答) 小磯 拓相

右ノ如キ事情ガアルトスレバ輕卒ナ斷案ハ下シ得ナイカラ、權威アル人ヲ現地ニ派遣事情ヲ調査シ妥當公正ナル方法ニ依リ處置シ度イ。

(答) 辻商工織維局長

商工省トシテハ輸入手續等ニ付テハ統制上弊害ナキヤウニシテ居リ、麻ノ輸入ニ付テハ關係省ト打合せ最善ノ措置ヲ講ジ度イ。

(答) 山本外務通商局長

外務省トシモ我が對外經濟發展ニ努力シテ居リ、資

協議慎重ニ措置シ度イ。

○「ダバオ」居留民保護問題

(二月二十七日 衆議院委員會 二〇一―二三頁)

(質) 社 米窪 滿亮

「ダバオ」領事ハ「ミンダナオ」或ハ「ダバオ」ニ於ケル在外居留民保護ノ任務ヲ有ツカ。

(答) 山本 通商局長

居留民保護ハ領事ノ本務デアリ能ク限リ便宜ヲ圖リ其ノ企業或ハ産業ノ發達ニ助力シテ居ル。

(質) 社 米窪 滿亮

コノ地方居留民ノ組織セル「マニラ」麻生産者組合ノ代表者ガ内地ヘノ輸入割當ニ付陳情ニ來テ居ルガ、「マニラ」麻ハ事後後大輸入業者ニ依リ利益ヲ獨占サレ、領事ハ是等輸入業者ノ便宜ヲ圖ルノミデ生産者ニ對シテハ不利ナ報告ヲ内地ニ爲シ不可解ナ態度ヲ採ツテ居ル、之ニ對スル外務省ノ解決ハ如何ニスルカ。

(答) 山本通商局長

外務省トシテモ在外居留民ノ育成ニハ努力シテ居リ、領事モ又本省ノ精神ニ基キ行動シテ居ルト思フ、

個々ノ問題ニ付現地ニ不備アラシメルコトニハ今後十分注意シタイ、麻ノ輸入ニ關シテハ領事ヲシテ現地實情ヲ徹底的ニ調査セシメ好意的意思ヲ以テ善處サセルト共ニ各省トモ連絡速カニ圓滿解決シタイ。

(質) 社 米 窪 滿 亮

此ノ問題ニ付「ダバオ」領事ノ報告ハ來テ居ルカ。

(答) 山本通商局長

「ダバオ」領事ノ報告ヲ要約スレバ、生産組合發起人等ニ懸念サレル點アリ却ツテ居留民同志ノ相親ヲ増サスカト感レテ居ル。

(質) 社 米 窪 滿 亮

ソノ報告ガ大輸入業者ノ生産者ヨリ内地直輸入ヲ妨害セントスル結果ナラザル。

(答) 山本通商局長

調査ノ結果必ズシモ領事ノ報告ニノミ拘泥ハシナイ、中央ノ方針ニ依リ解決シテ行キ度イ。

○印度獨立運動支持

(三月十二日 衆豫算委員會 三九八—三九九頁)

(質) 小 田 榮

日本外交ハ實力ヲ十全ニ發揮シテ居ナイ感ガアル、

二〇八

極東ニ於ケル英吉利ノ生命トモ云フベキ印度ニ對スル對策ガソレデアリ、印度四億ノ民族ハ英國ノ羈絆カラ脱セント要望シツアルニ對シ、我が道義外交ノ立場カラ此ノ獨立運動ニ積極的支持ヲ與ヘル考ヘハナイカ。

(答) 有 田 外 相

左様ナ問題ニ付テハ外務大臣トシテ答辯スル地位ニ居ナイ。

○日印通商交渉

(三月七日 貴豫算第二分科會 三二七頁)

(質) 山 川 端 夫

日印通商協定交渉ノ經過如何。

(答) 山本外務省通商局長

日印條約ニ付テハ昨年十月カラ交渉ガ開始サレテ居ルガ、早晚調印ヲ見ルベク從來ノ條約ヨリ不利ナルモノトハナラヌデアラウ。

○染料ノ印度輸出問題

(三月五日 衆輸出損失補償委員會 六〇頁)

(質) 政 世 耕 弘

ニ從事シテ居ル、「セレベス」方面ニ於テハ貿易或ハ農業ノ進出ノ基礎ハ既ニ出來テ居リ島内ニ主力ヲ注イデ居ル、島外ハ國際關係其ノ他十分發展ハ出來ナイガ専門家ヲ派シ調査中デ將來相當發展シ得ルト確信シテ居ル。

○臺灣拓殖ノ業績

(二月十九日 衆豫算第一分科會 七五頁)

(質) 民 櫻 井 兵 五 郎

臺灣拓殖ノ業績如何。

(答) 森岡總督府總務長官

島内及ビ島外ノ事業ニ別レルガ、南方方面ニ關スル事業ハ具體的ニ説明スルハ避ケ度イ、土地ノ利用棉花事業鑛石類鐵鑛等ノ鑛産經營鑛石類買取等ノ事業ヲシテ居ルデアアル。

○南洋燐鑛石開發

(三月九日 衆肥料會社法委員會 二二三頁)

(質) 政 小 平 重 吉

南洋拓殖南洋興發「ラサ」工業ノ如キ内地燐鑛石等ニ積極的ニ生産増加セシメ輸入鑛石ヲ減少スルコトガ

二〇九

現在染料ヲ原料ノママ輸出スル大手筋ハ印度ト思ハレルガ、外貨獲得ニナルトスルモ綿布ノ競争國タル印度ニ原料ヲ送ルゴトハ、商取引ノ上カラ適當デハナイノデハナイカ。

(答) 小島貿易局長官

最近價格ノ關係或ハ海外ノ染料供給不足等ノため染料ガ多ク輸出サレル情勢ニアルガ、我國ノ加工綿布ノ輸出貿易ト見合セ現狀ノ儘ニ放置スルハ適當カラズト考ヘ調整ノ方策ヲ考ヘテ居ル。

○南洋拓殖ノ業績

(二月十九日 衆豫算第一分科會 七三—七四頁)

(質) 民 櫻 井 兵 五 郎

臺灣拓殖並ニ南洋拓殖ノ業績ハ如何。

(答) 北島南洋廳長官

南洋拓殖會社ノ群島内ノ事業トシテハ燐鑛採掘ガ主タルモノデ最近ノ需給關係カラ出來ル限リ増産シテ居ル、農耕地ノ利用關係デハ「バインナブル」キヤツツツ等ニ進出、又「ボーキサイド」ノ採掘モ急イデ居ル、漁業關係デハ南興水産ヲ通シ經漁業節漁業ニ進出ヲ計畫、「アラフラ」海ニ於テハ眞珠採取事業

必要と思フ。
(答) 重政農林農村對策部長
現在助成金ニ依リ、南洋與發南洋拓殖ノ經營デアアル、
「アンガウル」「フアイス」或ハ「ロタ」ニ於ケル、燐礦
石ノ採掘擴大ヲ爲シテ居リ、二十萬磅程ノ増産ヲ獎
勵シテ居ル。

○委任統治領

(二月十五日 衆豫算委員會 二八四頁)

(質) 社 富 吉 榮 二
委任統治領ト云フ名稱ハ、廢シテハ如何、廢スレバ
戶籍問題、通婚問題ハ自然解消サレルト思フ、内南
洋即チ委任統治領ハ、南洋全體ニ進出スル我國南進
政策ノ基地デアアル、然ルニ此ノ地ニ働ク者ハ、政府
ノ方針ノ不定ノ爲、何時返還サルルヤモ知レヌ不安
ノ爲、開拓ノ意氣ニ於テ非常ニ違フト考ヘラレル、
獨逸ニ氣兼ねシテ廢セラレヌノデアアルカ、又「サイ
パン」島ノ香取社ノ分社ハ、「サイパン」神社ト云ヒ、
影射ノ字ヲ宛テテ居ルガ、此ノ字ハ支那人ノ使フ海
賊ノ意味デアアル、海賊神社デハ、東洋新秩序建設日
滿支結合ノ上カラ、相當考ヘナケレバナラヌト思フ。

二一〇
(答) 小 磯 拓 相
拓務省デハ、委任統治領ト云フ如キ名ハ使用シテ居
ナイ、南洋廳ト云フ名ヲ使ツテ居ル、委任統治トハ、
外交上ノ通用語デ、名稱デハナイト信ズル、影射ノ
字ガ海賊ノ意味ガアルコトハ初メテ聞クガ、能ク研
究シ眞ニ惡ケレバ善處方取計フコトニスル。

○南洋ニ於ケル陸稻栽培

(二月二十三日 衆米穀應急措置委員會 八九頁)

(質) 第一 平 野 力 三
「マーシャル」群島在住邦人ハ、内地米ヲ試作シ度イ
希望ヲ有シテ居ルガ、南洋ニハ水稻ハ出來ナイ、此
ノ地方ニ陸稻栽培ハ適スルヤ。
(答) 横山農林米穀局長
未ダ研究シテ居ナイガ、試験場等デ調査シ、返答シ
テモ宜イ。

○南洋島民ノ事變影響

(二月十九日 衆豫算第一分科會 七二七三頁)

(質) 政 三 善 信 房
日支事變後南洋島民ノ思想ニ、何カ變化ヲ來セル
ト思フ。
(答) 北島南洋廳長官
調査ニ慎重ヲ期スル點モアリ、手續上遷延セル嫌ヒ
ハアルガ、出來ルダケ早く處斷シタイト考ヘテ居ル。

○南洋島民ノ排日問題

(二月十九日 衆豫算第一分科會 七三頁)

コトハナイカ。
(答) 北島南洋廳長官
事變前カラ、島民ハ非常ニ温和デ、事變後モ同様デ
アル、島民ノ文化教育社會生活ノ程度低キ爲、事變
ニ對スル深イ認識ハナイガ、在住邦人ノ影響ニ依リ、
島民モ現在事態ニ目覺メ、精神總動員等ニ付テモ、
内地人ト協力シ緊張シテ居ル。

○南洋島民ノ排日問題

(二月十九日 衆豫算第一分科會 七三頁)

(質) 政 三 善 信 房
「パラオ」本島ノ邪教キルホメル・イエス・キリスト
ノ信者ガ、事變ニ關聯シ、排日行動ヲ爲シタト云
フガ事實デアアルカ、土民ノ反抗ヲ起サシメル政治
上ノ缺陷ハ無カッタカ。
(答) 北島南洋廳長官
質問ノ如キ事ガアツタコトハ事實デ、目下取調中デ
アル、島民ハ物ヲ判斷スル能力ガナク、流言蜚語ニ
迷ハサレルコトガ多イガ、「パラオ」本島島民ニ對シ、
特ニ批政ガアリ、斯ル方向ニ走ツタトハ、全然考ヘ
ラレヌ。

九、外務省機構人事刷新宣傳防諜關係

二二二

○臨時外交施設費

(三月二十日衆豫算委員會 五三八―五三九頁)

(質) 民 田 村 秀 吉

追加豫算中臨時外交施設費トシテ、二百六十五萬圓計上ナレ、情報官其ノ他ノ人員配備、機密費、電信料、旅費等ノ費目ガアルガ、此ノ費用ハ如何ニ歐洲國際情勢ニ對應シテ、要求サレテ居ルカ、費用ノ使途ノ目標ヲ承リ度イ。

(答) 有 田 外 相

歐洲大戰後戰爭前ノ狀況ガ非常ニ變化シ、今後更ニ再轉變化スルコトモアリ得ルノデアル、是等ノ歐洲ノ國際情勢ノ變化ガ、東亞ノ情勢ニ及ボス影響ノ少クナイコト勿論デアツテ、此ノ機微ナル動キニ對シ細心ノ注意ヲ拂ヒ觀察シ、之ヲ綜合シ成ベク適確ナル判斷ヲ下スニ從來トモ相當留意シテ來タガ、尙不十分ナ點アルヲ感シ豫算ニ計上シタノデアル、其ノ詳細ハ機密費ノ性質トシテ、其ノ使途ヲ説明スルハ

其ノ目的ニ反スル結果トナル故説明ハ避ケ度イト思フ。

(質) 民 田 村 秀 吉

外國ノ情報ヲ蒐集スルニ當ツテハ、時々無任所大公使ヲ派遣或ハ極メテ鋭敏ナル情報官ヲ派遣シ、時々刻々ノ情報ヲ、綜合シテ入手出來ルヤウ在外公館ト連絡ヲ執ル必要ハナイカ。

(答) 有 田 外 相

一國ノ情勢ヲ判斷スルニハ、其ノ國ニ在ル者ハ詳細ニ觀察ガ出來ルガ、又其ニ捉ハレ勝トナル故隣國カラ見タ情勢或ハ其ノ土地ニ派遣シタ者ノ報告是等諸般ノ報告ヲ中央ニ集メ、其ノ出所報告セル人ノ傾向等ヲ考慮シ判斷シテ居ル、或ハ特殊ナ人ヲ國々ニ廻シ、綜合的判斷ヲセシムルコトモ必要デアリ、從來トモ實行シテ居ル、豫算ニ計上セル情報官ハ、情報ノ事務ヲ取扱フガ、從來ノ外交官出身デナイ者ヲモ活用スル爲ニ設ケタモノデアリ、右様ナ趣旨ノ費用モ含ムノデアル。

226

SP. 282

○無任所大使問題

(二月十六日衆豫算第一分科會 二九一―三〇頁)

(質) 民 田 村 秀 吉

外交官モ駐劄國ニ依リ情報ハ異リ、民間ノ海外在留民モ、ソノ職業等ニ依リ異ル、外務省ハ情報部ヲ情報省ノ如キ一省トシ國際情報ヲ的確ニ握ラネバ、國交調整ハ出來ナイ、今ノ在外公館ノ制度ノ外ニ、無任所大使或ハ特殊ナ情報ヲ得ル爲ノ、巡閱使ヲ出ス等ニ付考慮サレヌカ。

(答) 有 田 外 相

時々人ヲ海外ニ遣シ、或ハ巡閱使或ハ無任所大使ノ資格デ、綜合セル觀察情報ヲ得ルコトハ、極メテ必要ノコトト思フ、事情ノ許ス限リ考慮シタイ。

○近衛公米國派遣問題

(二月十六日衆豫算第一分科會 三〇頁)

(質) 民 中 山 福 藏

七十四議會ニ於テ近衛公ヲ米國ニ派遣シ、日支事變ヲ中核トセル國交調整ニ資セラレ度イト希望シテ置イタガ、左様交渉ヲナレタカ否カ。

(答) 有 田 外 相

交渉ノ如何ハ答辯出來ヌガ、日米間ニハ根本的ナ考ヘ方ノ相違ガアリ、ソレヲ裏付ケル支那ニ於ケル事件ガアル、此ノ二ツガ兩々相俟テ日米疎隔ノ力ヲ深メテ居ルノデアルカラ、首班トナツテ行ク人ニヨリ誤解ガ解ケルモノデハナイト考ヘテ居ル。

(質) 民 中 山 福 藏

定見モナク意見モナイ唯外國語ヲ能クスル國民使節ガ多數派遣サレタガ、何ノ效果モ與ヘテ居ナイ、外人ガ背ク人物外國ニ擔ヲ與ヘ得ル人物ヲ派遣ニナツテハ如何。

(答) 有 田 外 相

篤ト研究シテ置ク。

○對米特派大使派遣

(三月二十日衆豫算委員會 五五〇頁)

(質) 政 小 谷 節 夫

時局重大ナル時ハ、特定ノ人物ヲソノ國ニ派遣交渉セシメルコトニ依リ、最悪ノ事態ヲ避ケ得ラルモノデ、歐米ノ外交ノ如キ、積極的動キガ日支事變ノ當初カラ現在ニ至ルマデ日本ニハ缺ケテ居ル、米國

二二三

SP. 282

227

トノ重大ナル時局ニ特派大使ヲ派遣スル意向ハナイカ。

(答) 有田 外相

或ル時機ニ特派使節ヲ派シ、獨リ米國ノミナラズ他諸國ニモ派遣シ、外交工作ヲ施スハ必要ト思フガ、國際關係ハ其ノ國ニ依リ特殊ナ原因ガ存在シ、日米ノ國際關係國交的ナモノハ、單ニ感情ノ問題デハ必ズシモナク、種々國策ノ相違ガ存在スルノデ、使節ノ人物以上ニ本國ノ國策ヲ決定取扱ノ影響ヲ受ケルコトガ多イ、是等ノ國策ヲ考慮セズニ單ニ使節ヲ送ルモ效果ハ期待シ難イ、米國ニ特派大使ヲ派遣スルコトガ絕對ニ時ヲ得テ居ナイトハ考ヘヌガ、尙ホ考慮ノ餘地ガアルト考ヘテ居ル。

○各省割據ト商務官問題

(二月十五日 衆豫算委員會 二六四—二六六頁)

(質) 民 池田 秀雄

各省ガ各局部的ニ蝸牛角ノ争ヲナスコトガ、今日ノ貿易振興施設ノミナラズ、總テノ國政ニ弊害ヲ爲シテ居ル、泰國經濟使節招待ノ折ノ商工外務ノ確執ハソノ一例デアル、商務官ヲ商工大臣ガ指揮命令スル

二四

場合、外務大臣ヲ通ジテ初メテ指揮命令スルガ如キハ、實際貿易ノ機能ヲ發揮シ得ルヤ否ヤニ多分ノ疑問ヲ持ツ、今日外交ハ、殆ド經濟外交ガ大部分ヲ占メテ居ルガ、通商外交經濟外交ハ、外務省ノ機能デアリ、何人モ此ノ機能ヲ侵サントスル者ハナイ、唯貿易ノ實際ニ當ル商工省貿易局等ガ、一人ノ手足モナクテ、此ノ戰時經濟ノ中樞ヲナス貿易ヲ振興セシメ得ルヤハ不可能ニ近ク考ヘラレ、外務省當局ガ今少シ眼ヲ大局ニ注ギ、商工省ニ貿易事務官ヲ渡シ、些々タル許可事項等ニ付テハ、貿易局ノ出張所タル貿易事務官ニ任せ、國家ノ爲ニ協力貿易振興ヲ圖ルト云フガ如キ空氣ニ外務省全體ヲ指導サレタイ。

(答) 有田 外相

各省割據ノ弊害ニ關スル趣旨ニハ同感デアアル。唯各省各局課ニ各權限ガアリ其ノ權限ノ範圍内ニ於テ出來ルダケ努力セントスルノガ官吏ノ精神デアツテ、自己ノ權限ノコトヲ人ニ任スコトガアラバ各省各局ニ於テ取扱ハヌ事務ガ残り得ル、斯ル見地カラ各省各局ガ自己ノ權限ニ忠實デアルコトハ獎勵スベキ點デアルト思フ、併シソレガ餘リ極端ニナレバ非常ナ弊害ガ生ズルガ故ニ、全官吏トシテ十分注

SP. 282

228

○領事官問題

(三月七日 貴豫算第一分科會 八一—九頁)

(質) 山川 端夫

貿易振興ノ爲メ領事官、商務官ヲ成ベク永駐サセル譯ニハ行カナイカ。

(答) 有田 外相

出來ルダケ御趣旨ニ副フ。

(質) 裏松 友光

ソレニ關聯シテ領事官ト外交官ヲ截別シタラドウ

カ。ソレハ一利一害ヲ伴フガ實際上サウ云フ風ニ運用シタイ。

○領事商務官情報官ノ特別任用

(二月十六日 衆豫算第一分科會 六一—七頁)

(質) 社 田原 春次

日本ノ對外政策ヲ其ノ國デ遂行スルニハ少クモ五年乃至十年定著セル者ニ依ラネバナラス、外務省ハ任命昇進規定等ノ國內問題ニ順應セズ、技能ニ應ジ長期ニ國駐在ヲ許シ獨特ノ待遇ト獎勵規定ヲ設ケラレ度イ、今回ノ商務官採用ノ豫算モ僅少デアリ、外貨獲得ニ當ラスコトナド非常ニ危ブマレル領事商務官情報官ハ斯ル意味カラ特別任用ヲ以テ臨マレ度イ。

(答) 有田 外相

英國ノ如ク一定ノ土地ニ長年勤務スルコトハ、其土地ニ通曉知人モ生ジ事務ニモ精通スルニ至ルガ如キ特長ガアルニ反シ、日米ノ如ク外交官ト領事官ノ交流ノ自由ナル國ハ其ノ點遺憾ナルモノガアリ、出來ルダケ現制度ノ下ニ匡正シテ行キ度イト考ヘテ居

二五

SP. 282

229

ル、商務官或ハ「プレス・アタッセ」等ハ外務省ノ試験ヲ受ケテ入ツタ者カラハ得難イノデ實際商務ニ従事セル經驗者又新聞關係者カラ採ラネバ實效ヲ期シ得ナイ、採用ニ當ツテハ實驗者カラ選ブ方針ニシテ居ル。

(質) 社 田 原 春 次

純粹ニ外交ニ従事スル者ト在留邦人ノ指導、或ハ純粹ニ領事事務ヲ執ル者トハ任命方法ヲ異ニシ在留同胞ノ多數ノ土地ニ於テハ、在留邦人中一定ノ標準ニ基キ名譽領事ヲ任命シ、外務省カラハ副領事或ハ書記生ノ如キ事務的連絡ヲ取ル者ヲ置ク程度ニシテハ如何。

(答) 有 田 外 相

要スルニ人ノ問題デ外務省ハ實際ハ大ニ開放的デアラガ、外部カラ人ヲ採ルニ付テハ實際問題トシテ適當ナ人ガ得ラレルヤ否ヤニ疑ガアル。

(質) 社 田 原 春 次

外國ガ特別任用デアレバ日本モ出來ナイコトハナイト思フ。

(答) 有 田 外 相

名譽領事ハ本任領事トハ職務ガ完ク異リ、人ノ世話

(質) 時 今 井 新 造

外交官ノ大使公使ハ大人物デナケレバナラヌガ、現在マデソ外交官ニハ左様ナ人物ハ見當ラズ、民間ノ人材ヲ拔擢起用シ帝國ノ外交ヲ荷ヒ、臨機應變適宜ノ處置ヲ講ズル人物ヲ大公使トスル抱負ハナイカ。

(答) 小 山 政 務 次 官

外務省ニハ外交事務ハアルガ外交政治ハナイト思ハレル程、人的負擔ガ重ク隨ヒ政治家タリ得ナイト思ハレル、遣外使臣モ同様デアアル故斯ル點考慮スベキ餘地ハ多クアルト思フ。

○情報蒐集問題

(二月十六日 衆議院第一分科會 二八二―二九頁)

(質) 民 田 村 秀 吉

自主外交ノ本質ヲ發揮スルニハ、相手國ノ國情ヲ知ラネバナラス、日米通商條約廢棄獨「ソ」不可侵條約等ニ對シ情報蒐集上遺憾ノ點ハ無カツタカ。

(答) 有 田 外 相

日米通商條約廢棄通告ノ日ハ承知シナカツタガ、廢棄ガ何時行ハレルカ分ラヌ狀況ニアルコトハ夙ニ分ツテ居リ、駐米大使カラモ再三注意シテ來テ居タノ

或ハ商業上ノ情報ヲ與ヘル等ヲ爲スノミデ、本任領事ノ如ク居留民ニ對スル保護監督ノ職責モ權利モナイ、今ノ所制度ノ上カラモ居留民中カラ領事ヲ特別任用ハシ難イ。

○商工省事務官ノ海外ニ於ケル資格

(二月十六日 衆議院第一分科會 二八頁)

(質) 民 田 村 秀 吉

貿易振興ノ爲ニ商工省ヨリ派遣サレル貿易振興所長ノ資格ハ、一時的旅行者デアリ落着イテ貿易振興ノ幹旋ニ努力スル「ポスト」ハ與ヘラレテ居ラヌ、貿易ノ爲ニ駐在スル資格ヲ其ノ國カラ取ルヤツ努力サレ度イ。

(答) 有 田 外 相

商工省ノ方ガ貿易振興ノ爲駐在サレル場合從來モ熱心ニ援助シテ居ル、民間ノ貿易振興所ハ國ニ依リ入國ヲ許サヌ所モアリ、民間團體ノ出張員ニ希望通りノ援助ガ出來ナカツタ實情ハアツタノデアアル。

○外交官ノ民間人材起用

(三月十八日 衆議院分科聯合會 三六一―三七頁)

デアアル、廢棄通告ハ國內問題モアリ急遽最高幹部ニ依リ決定サレタモノデ、此ノ如キ具體的國內情勢カラ時期ヲ決定スルモノハ外觀カラハ容易ニ知リ得ナイモノガ多イ、隨ヒ外務省ニ遺憾ハナカツタト考ヘテ居ル、獨「ソ」接近ニ付テモ兩國間ニ政治的話合ガアルト云フ情報ハ來テ居タガ、英佛ノ代表者ガ「モスコ」デ軍事取極ヲ爲シテ居ル其ノ場所デ獨「ソ」ガ協定ヲ爲スコトハ知リ得ナカツタモノデ日本ノミガ知ラナカツタノデハ必ズシモナイノデアアル、日本トシテ各國ノ正確ナ情報ヲ集メ國際政局ノ確實ナ判斷ニ資セネバナラヌコトハ同感デ、現在ノ機構人員モ十分デハナイカラ注意シ遺漏ナキヤウニシ度イ。

○宣傳工作強化問題

(三月十二日 衆議院委員會 三九九頁)

(質) 小 田 榮

思想攻勢ニ對シテハ思想攻勢ヲ以テセネバナラヌ、今日ノ外交ハ世界文化指導ニ對シ十分ナル指導性ヲ把持スルコトガ肝要デアアル、外相ハ十分ナル豫算ヲ要求シ全世界ヲシテ日本ノ道義ヲ諒承セシメル考ハナイカ。

○情報蒐集問題

(二月十六日 衆議院第一分科會 二八二―二九頁)

(質) 民 田 村 秀 吉

自主外交ノ本質ヲ發揮スルニハ、相手國ノ國情ヲ知ラネバナラス、日米通商條約廢棄獨「ソ」不可侵條約等ニ對シ情報蒐集上遺憾ノ點ハ無カツタカ。

(答) 有 田 外 相

日米通商條約廢棄通告ノ日ハ承知シナカツタガ、廢棄ガ何時行ハレルカ分ラヌ狀況ニアルコトハ夙ニ分ツテ居リ、駐米大使カラモ再三注意シテ來テ居タノ

(答) 有田 外相
日本ノ文化ヲ世界ニ紹介シ、日本ノ真意ヲ徹底セシ
メル爲ニハ、有ユル努力ヲセネバナラズガ、是ハ徒
ニ金ヲ撒布スルコトニ依リ目的ヲ達セラレモノデ
ハナイ、相當ノ金ヲ以テ文化工作其他ニ著々努力シ
テ居ル積リデアル。

○對外宣傳

(二月二十九日 貴豫算總會 五—六頁)

(質) 中山 太一
九ヶ國條約ハ支那側コソ之ヲ侵犯シテ我國ニ差別待
遇ヲ與ヘ、滿洲事件日支事變ハ之ニ對スル我國ノ正
當防衛トシテ起ツタモノデアルガ、此ノ事情ヲ第三
國ニ説得出來ザルヤ。

(答) 有田 外相

ソレハ「リットン・ミッション」ニ對シテモ主張シタ所
デアルガ、此ノ點デバマダ我が國民全體トシテ爲ス
ベキ多クノコトガアルト同時ニ、軍事行動ニ依ル第
三國權益ノ已ムヲ得ザル侵害、弱者ニ對スル誤レル
同情等ノ爲、彼等ヲシテ理解セシメ難イト云フ點ノ
アルコトモ御含ミヲ願ヒタイ。

○言論取締問題

(二月十三日 衆豫算委員會 一九八頁)

(質) 北 勝太郎

歐米ニ在ルト東京カラ不穩ノ情報ガ入ル、日本ニ居
ルト知レナイコトガ毎日向フノ新聞ニ出テ居ル、コ
レニ對スル日本ノ取締ノ狀況ハ如何、外國人ノ外國
ニ打ツ電報ノ取締ガ足ラヌノミナラズ、國內ノ言論
取締ノ用意ガ足リヌノデハナイカ、堀内大使ノ更迭
ノ如キ無根ノ新聞報導ガ何等ノ統制ヲ受ケヌ理由如
何。

(答) 有田 外相

日本ヲ代表シ海外ニ居ル大使公使ノ進退ニ付テ、輕
々シイ想像ノ記事ガ出ルコトハ甚ダ遺憾ニ思フ、今
日ノ如キ非常時ニ於テハ特ニ一般國民ノ協力ヲ願ヒ
タイト思フ、外國ニ於テ發行スル新聞ニ無根ノ記事
ガ出ルコトハ甚ダ遺憾デアラガ直接之ヲ取締ル方法
ガナイ、要スルニ無根ノ風説ガ立ツ所ニ禍ヒガアル
ノデアリ、又日本國內ノ結束ガ十分ナラズ非常時ヲ
自覺シナイ方面ガアルコトヲ示スモノト思ハレルカ
ラ、是等ノ點將來トモ十分注意シテ行カネバナラヌ

ト思フ。

○外國記者外字新聞取締

(二月十六日 衆豫算第一分科會 一五一—一六頁)

(質) 時 小山 亮

「ジャパン・アドヴァンタイザー」ハ日本デ發行セル新
聞デアル、取締リ出來ヌコトハナイト思フ、又日本ニ
居ル外國記者ノ通信取締リニ遺憾ノ點ハナイカ。

(答) 有田 外相

外國ニ報導サレル記事ノ取締リハ、政府ノ掲載禁止
或ハ通信差止ノ決定前ニ電話其他ヲ通報サレル場合
ハ致シ方ガナイガ、方針決定後ハ外國人ニ對シテモ
同様ノ取締リヲ爲シテ居ル。

(二月十九日 衆豫算第四分科會 三九頁)

(質) 時 小山 亮

齋藤演説ハ日本新聞ニハ掲載禁止トナツタガ、外國
新聞ハ殆ド大要ヲ報道サレテ居ル、外國關係新聞ノ
言論取締ノ寛大ナル理由如何。

(答) 畑 陸 相

今後關係應トモ連絡シ、管下ノ機關ニモ徹底セシメ、

防諜ニ付テハ十分努力ヲ拂ヒタイ。

(二月十九日 衆豫算第二分科會 四四—四五頁)

(質) 時 小山 亮

齋藤演説記事ハ、外國ニ大々的ニ報道サレテ居ル、日
本デ發行セル外字新聞ニ斯ル記事ノ載ルヲ何故取締
ラカス。

(答) 山崎 警保局長

齋藤演説ガ速記録ヨリ削除セラレタノハ、演説後數
時間經ツテ居リ、其ノ間ニ外國通信員ニ依リ打電サ
レタ結果デハナイカト思フ、通信ノ取締ハ通信省ノ
所管ニナツテ居ル、邦字新聞ト外國新聞トノ記事ノ
取扱ニ差別ナキヤウ、特別ノ方法ヲ考究シテ居ル。

(質) 時 小山 亮

日本國內デ發行サレル新聞ノ見出しガ「日支事變」
本質ヲ何ケル齋藤隆天氏ノ勇氣ヲ賞讃ス」ト云フガ
如キヲ何故放置サルヤ。

(答) 山崎 警保局長

右記事ハ極メテ不適當ト考ヘラレタノデ、二版訂正
ヲ命ズル處分ヲナシ全然之ヲ等閑ニ附シタモノデハ
ナイ。

○機密漏洩問題

(三月十八日衆議算分科聯合會二二—二二頁)

(質)時 今 井 新造

國家ノ政治上ノ機密日本國民モ分ラナイ政治上ノ機密ガ早クモ英米等ノ第三國ニ漏レテ居ル、之ハ軍ノ手ノ届カヌ上層部ニ何等カノ缺陷ガアルノデハナイカ。

(答) 武藤 陸軍少將

日本國家ノ秘密ガ何故ニ斯クモ漏洩スルカニ付テハ不思議ニ思ツテ居ルガ、英大使ヲ通ジテ皆漏レテ行クト云フ事實ハ知ラナイ、現在日本ノ軍事機密保護ハ甚ダ不備ノ状態デアリ防諜ニ付テハ萬全ヲ期シタイト思フ。

(二月十九日衆議算第四分科會二八—四〇頁)

(質)時 小 山 亮

白鳥大島元大使ノ講演等ニ依レバ、獨逸ガ日本ニ交渉スルト之ガ直チニ英米ニ漏レルトノコトデアル、米内閣ノ成立モ外國ガ先ニ承知シテ居ル、政府ハ防諜ノ取締強化ヲ言フガ、國家ノ機密ニ最モ通曉スル部面ニ大ナル缺陷ガアルノデハナイカ。

三〇

(答) 畑 陸 相

指摘サレタ事例ガ如何ナル方面カラ如何ニシテ出タカハ承知シナイ、防諜ニハ重大關心ヲ持ツテ居リ有ユル努力ヲ拂ツテ居ル。

(質)時 小 山 亮

內務省關係デハ到底取締レナイ部面カラ、國家ノ機密事項ガ外國ニ洩レルト云フコトハ果シテ事實デアルカ、何處カラ洩レルカラ調ベル決心ハアルカ。

(答) 畑 陸 相

是ハ十分調査シ今後斯ルコトナキヤウ十分努力スル。

○第二世及ビ海外邦字新聞ノ指導機關

(二月十六日衆議算第一分科會 一〇頁)

(質)社 田 原 春 次

海外邦字新聞ニハ特別ノ連絡指導ガナイ、寫真其ノ他ノ資料ヲ與ヘ適宜指導サルベキデアル、又東京ニ居ル五千人ノ第二世ニ對スル適當ナ指導機關モナイ、何レ外國ニ歸ヘル此ノ第二世ニ國內事情ヲ知ラセズ、日本ニ對スル判斷ヲ誤ラシメルト日本文化トノ連絡ガ絶タレル惧ガアル。

(答) 有 田 外 相

質問ノ趣旨ニハ全然同意デアリ目下攻究シテ居ル

○外國資金ニ依ル利敵報道

(三月二十三日衆都市法委員會 五八頁)

(質)第一 小 田 榮

今日外國資金ニ操ラレ新聞雜誌ニ援將國ニ有利ナ隨ヒ我國ニ不利ナ報道或ハ論說ヲ掲載シツアルモノハナイカ。

(答) 鶴見 內務政務次官

外國公館ガ日本報道機關ヲ操縦スル爲ニ金員ヲ使用セル事實ハ全然聞及ンデ居ナイ。

○「ボスター」類取締

(三月七日衆議算第三分科會 一七一—一九頁)

(質) 丸 山 鶴 吉

近時政治上ノ意見ガ「ボスター」類デ發表サレルコト多ク、外交上ニモ好マシカラヌモノヲ頻リニ見受ケルガ之ニ對スル當局ノ所見如何。

(答) 山崎 內務省警保局長

外交ニ惡影響ヲ與ヘルヤウナモノハ十分取締ラナケ

○下關英國領事邸問題

(三月四日衆要塞地帯法委員會 四—六頁)

(質)公 一 條 實 孝

下關紅石山ニ在ル英國領事宅ハ、海峽ヲ一眸ニ望ミ軍用船或ハ軍隊ノ移動モ觀察出來ルガ、之ガ撤去ニ付考慮サレ度イト思フ。

(答) 武藤 陸軍少將

外國領事ナル故國際上ノ顧慮ガ若干必要ト思フガ、荷モ第八條ニ抵觸スル行爲ガアレバ本要塞法ノ適用ニ依リ斷乎タル取締ガ今後出來ルト思フ。

(質) 青 木 作 雄

下關市紅石山山腹ニ在ル現英國領事「リッダー」邸宅カラハ、要塞地帯法第八條ニ云フ兵備ノ狀況其ノ他ノ地形ヲ觀察スルコトガ出來、殊ニ關門海峽ヲ通航スル軍事輸送路ヲ常時觀測スルコトガ出來ル、軍機保護上カラ之ヲ如何ニ考ヘルガ。

(質) 青 木 作 雄

下關市紅石山山腹ニ在ル現英國領事「リッダー」邸宅カラハ、要塞地帯法第八條ニ云フ兵備ノ狀況其ノ他ノ地形ヲ觀察スルコトガ出來、殊ニ關門海峽ヲ通航スル軍事輸送路ヲ常時觀測スルコトガ出來ル、軍機保護上カラ之ヲ如何ニ考ヘルガ。

三三

(答) 武藤陸軍少將
何人ト雖モ第八條ニ抵觸スル者デアレバ要塞地帯外ニ退去セシメバナラヌガ、右英國領事ガ果シテ第八條ニ當ルヤ否ヤハ具體的ニ見ネバ分ラヌ故退去云々ヲ明確ニ斷言出來ヌ。

(質) 青木作雄
具體的事實ナクバ一應之ヲ許スモノト考ヘテ宜イカ。

(答) 武藤陸軍少將
今後ノ問題ハ改正法ニ依リ如何トモナシ得ルガ、既ニ居住スル者ニ適用スルコトハ餘リニモノガ明瞭トナルノデ言明ハ差控ヘタイ。

(質) 青木作雄
外務省或ハ陸軍省ノ交渉トセズ民衆ノ要求トシテ英國領事ノ移轉ヲ求メタガ、恬トシテ受付ケナイ、外交ノ任ニ當ル者ハ斯ル問題ハ速ニ解決シ置クベキモノト思フガ如何。

(答) 小山外務政務次官
外務省トシテハ軍當局ガ要塞地帯法ニ依リ退去ヲ要求スレバ其ノ手續ヲ執ルハ當然デアアルガ、軍トシテモ外務省トシテモ的確ナ證據ヲ握ルコト困難デアアル

カラ平和的ニ政治的ニ適當ナ手段ヲ講ズベク軍トモ連絡シ慎重ニ考慮シタイ。

○救世軍問題
(三月四日 衆決算委員會 五三―五四頁)

(質) 時 今 井新造
日本ガ支那ニ新秩序ヲ立テントスル時、之ヲ妨害スル英國ノ指導原理ニ救世軍ハ從ツテ居ル、之ニ對シ軍ハ何等カノ處置ヲ執ツタカ、今後此ノ英國依存ノ團體ヲ放置シテ宜イカ。

(答) 畑 陸 相
未ダ調査シタコトハ無イ、英國依存ト宗旨ハ別トシテ防諜ノ見地カラ取締ルベキモノト思フ。

○基督教宣教師ノ反戰行爲
(三月十八日 衆決算分科聯合會 二二―二三頁)

(質) 時 今 井新造
英國「キリスト」教徒ヨリ我國「キリスト」教團體ニ反戰宣傳「ビラ」ガ送付サレ、或ル牧師等ノ所ヨリ押收ナレタ事實モアルト聞クガ、之ニ對スル軍ノ處置ハ如何。

(答) 武藤陸軍少將
右事實ハ軍トシテモ若干承知シテ居ルガ、斯ル事項ハ公開ノ席上デ述べ兼ル、宣教師ヲ通ジテ日支等ニ諜報宣傳網ガ布カレテ居ルコトハ確實デアアルガ、之ヲ如何ニスルカハ言明スル限リデモナイト思フ。

○支那外國宣教師利用問題
(二月十六日 衆決算第一分科會 三五頁)

(質) 政 星 一
日本ノ宣撫班ニハ却ツテ支那ノ人心ヲ惡化セシメル者モアルトコトデアアル、米國ノ基督教ニ依ル文化事業ヲ爲ス宣教師ヲ苦ニスル向モアルガ寧ロ一千万圓程度ノ豫算ヲ以テ、コレヲ外國宣教師ヲ援助スルコトガ支那事變處理上捷徑デアリ必要デハナイカ。

(答) 有 田 外 相
米國ノ「ミッションナリー」ト連絡スル爲ニ費用ヲ計上スル等ノ事務上ノ所管ハ與亞院デアアルガ、大局ノ問題トシテハ傾聴シ、研究スベキモノガアルト考ヘル。

(質) 政 星 一
米國宣教師ニ一千万圓位ノ金ヲ寄附シ、米國ニ於テソノ寄附金募集ヲ援助スル等ノコトガ出來ナクテ

ハ、東亞新秩序ノ建設ハ出來ヌ。

(答) 小山政務次官
支那ニ於ケル米國宣教師ト文化事業ヲ提携セシメルコトハ、大所高所カラ見タ一大外交ト思フ、斯ル示唆ハ分科會デハナク豫算總會デアツタナラバ、米國宣教師又米本國ヘノ影響モ大デアツタト思フ、事務當局トモ十分研究シテ見度イ。

○「クリップス」來朝問題
(三月十八日 衆決算分科聯合會 二二―二三頁)

(質) 時 今 井新造
英國労働黨ノ有力者「クリップス」ガ來朝シテキルガ、彼ハ重慶ニ行キ蔣介石ノ抗日ヲ鞭撻激勵セル者デアリ、防諜ノ點ノミナラズ有ユル點ヨリ上陸ヲ禁止スベキ人物デアアルガ、如何ナル取締ヲ以テ臨マレテ居ルガ。

(答) 武藤陸軍少將
左様ナ事實ハ十分承知セズ斯ル問題ニ付キ明確ナコトヲ此ノ席上申上ゲルコトハ出來ヌト思フ。

○外務省紛擾問題
(二月十六日 衆決算第一分科會 二六―二八頁)

(質) 時 小 山 亮
事變下最重要ナル役所アル外務省官吏ガ全部連
袂辭表提出スルガ如キハ非常ナ衝撃ヲ國民ニ與
ヘタ、コノ場合最モ責任ヲ負ハネバナラス者ハ當時ノ
外務次官アル、然ルニ一人モ之ニ對シ責任ヲ取
ル者ガナク、恬然トシテ居ルノハ國民ニ及ボス影響モ
甚大ト思フ。

(答) 有 田 外 相
貿易省問題ハ遺憾ナ出來事デアツタガ、非常時局デ
アレバコソ外務省上下共ニ眞剣ニナツテ居タコトモ
考ヘテヤラネバナラス、外部ニ對シ迷惑ヲ掛ケタコ
トニ對シテハ、外務省員上下擧ツテ衷心ヨリ感シテ
居ルノデ事件解決ト共ニ外務大臣ニ詫ラシ大臣モ本
省員並ニ在外者ニ對シ戒告ヲ與ヘテ居リ事件ガ解決
セル以上次官トシテ責任ヲ取ル必要ハナイト考ヘテ
居ル。

(質) 時 小 山 亮
次官ガ處置ヲ誤ツテ事件ガ發展シタノデアレバ、事
件ガ解決シテモ次官ハ一應責任ヲ取り責任ノ歸趨ヲ
明ニスルコトガ宜イノデハナイカ。

(答) 有 田 外 相

トノ意思表示ヲ致シテ居リ當時ノ外務大臣ハ職員一
般ニ戒告ヲ加ヘテ居ル、其後ノ執務振リ其他ニ於テ
ハ一層事務ニ勉勵シテ居ル實情ニアリ問題ハ一應解
決シタモノトシ、將來善處シテ行キタイト考ヘテ居
ル、將來十分國內國外ノ外務省職員ニ戒告シ監督
スル故舉國一致ノ態勢ニ影響ヲ及ボス如キコトハナ
イト確信スル。

(質) 政 河 野 一 郎

責任ヲ取ラサル所ニ官僚ノ事務的能率ノ擧ラヌ所以
ガアル、外務當局ノ活動ノ如何ニ我國ノ將來ハ關ス
ル、然ルニ拘ラズ斯ノ如キ問題ヲ惹起シ乍ラ唯一人
モ責任ヲ取ラズ、平然其ノ職ニ在ルハ言語同斷ト思
フ、問題解決ヲ有耶無耶ニシテ果シテ總親和總協力
ヲ國民ニ求メラレカ。

(答) 有 田 外 相

此ノ非常時下ニ於テ外交官トシテ其ノ責任ヲ取ル強
イ信念ガナケレバナラスコトハ當然ノコトデアアル、
併シ貿易省問題ノ折ハ非常時局ナレバコソ外務省ト
テ斯クセネバナラスト云フ信念ガ、偶々各自カラ發
動シタモノト思ヘヌコトモナイ、外務省官吏ニ責任
感ガアツタガ故ニ遂ニ其ノ程度ヲ越シ、アノ様ナ事

別ニ次官ノ措置ニ手落ガアツタトハ承知シナイ次官
ハ當時辭表ヲ提出シ却下サレタノデアアル。

○外務省官吏ノ責任

(三月十二日 衆議院委員會 三九二—三九四頁)

(質) 政 河 野 一 郎

外務省官吏ハ貿易省設置問題起ルヤ、理職下ニ於テ
荷モ官吏タル者ガ一省徒黨ヲ組ミ、之ニ反對ノ動向
ヲ示シ一般國民ヲシテ疑懼セシメタルガ、是等官吏
ノ行動ヲ放任スルハ官吏事務紀律其他ノ點カラ如何
ナルモノカ、責任者ヲ一人モ出サズニ問題ヲ解決シ
テ今後官吏ノ統督ガ出來ルカ、又聖戰目的貫徹ノ行
動ニ出ルコトガ出來ルカ

(答) 有 田 外 相

外務省ノ職員ガ團結シ辭表提出ノ形ニ於テ自分ノ所
信ヲ徹サントシタトハ私ハ考ヘナイ、私ノ外カラ見
テ居タ所ニ依レバ是ハ各自ノ所信決意ガ期セズシテ
一致シタモノデ、敢テ徒黨ヲ組ミ反抗セントスルガ
如キコトヲ考ヘタトハ思ハレナイ、併シ世間ヲ騒ガ
セ誤解ヲ受ケルニ至ツタコトハ非常ニ遺憾デアリ、
外務省職員モ其ノ點ヲ認メ、外務大臣ニ申譯ナキコ

ガ生ジタトモ見ラレ、總親和ハ常ニ必要デアアルガ
一面ニ於テ其ノ持場々々ニ於テ自分ノ是ナリト信ズ
ルコトヲ或程度主張スルコトガ全ク無クナツテハ不
可ト思フ、貿易省問題ノ際ハ程度ヲ越ヘテ居ルトノ
見方モアルト思フガ關係シタ者モ世間ヲ騒セテ申譯
ナイト期セズシテ申述ヘテ居ル次第デアルカラ此ノ
事件ハ一應解決サレタモノト見テ居ル、將來ニ對シ
テハ私ハ責任ヲ以テ非常時局ヲ擔當スル外務省職員
トシテ世間ニ恥シカラヌヤウニスル覺悟ヲ持ツコト
ヲ言明シテ置ク。

(質) 政 河 野 一 郎

官吏タルモノガ閣議決定ニ對シ異議ヲ申立テ、一省
ノ吏僚ガ徒黨ヲ組ミ之ニ反抗シ省ノ長官ガ大臣ト相
反スル行動ヲ執ルガ如キハ官吏トシテ許サレカ、
何故ニ官吏ヲ辭シタ上、内閣ノ決定國策遂行ニ反對
シナカツタカ、其ノ處置ニ於テ唯一人モ責任ヲ取ラ
ズ谷次官ノ如キ當然事務官ヲ統率スル立場ニアル者
モ責任ヲ取ラナイデ果シテ國策ガ遂行出來ルカ。

(答) 有 田 外 相

當時ノ外相カラ省員一般ニ對シ嚴重ニ戒告シタノデ
アル、谷次官ハ當時ノ外務大臣ニ辭表ヲ提出シ、其

ノ儀ニ及バズトシテ却下サレタノデアル、事務當局トシテ其ノ責任感カラ爲スベキコトハシタト思フガ、外務大臣ガ其ノ儀ニ及バズトシテ證議シナカッタノデアル。

○外務省刷新問題

(二月二十四日 貴本會議 一一〇—一二七頁)

(質) 副島 道正

外務省ノ刷新ヲ國民ハ要望シテ居ルガ之ニ對スル外相ノ所見如何。

(答) 有田 外相

外務省ニ對スル非難ハ首肯出來ヌモノガ多クアルガ又我々自ラ考ヘ青紫ニ中ツテ居テ改革セネバナラヌ點モアルト考ヘテ居ル、是等ニ付テハ出來得ル限リ速ニ其ノ缺點ヲ直シテ行キタイト考ヘテ居ル。

(三月十八日 衆議算分科聯合會 二二八—二九九頁)

(質) 政 青木 精一

外務政務次官ノ外務省ニ對スル觀察又外交官ノ採用方針外交官試驗制度ニ對スル時代ニ適合セル意見ハ同感サレルガ、斯ル意見ヲ大臣ニ進言シ次官ノ在任中ニ之ヲ實行スルノ決意アリテ此ノ言明ヲサレタ

カ。
(答) 小山 外務政務次官
如何ナル程度ニ實現シ得ルカニ付キ約束スル權能モ無ク、又ソノ立場ニモ居ナイ點ヲ諒承サレ度ク、私ハソノ信念ヲ持チ自己現在ノ立場ニ於テ出來ルダケ努力シ實現ヲ圖リタイト考ヘテ居ルノデアル。

○外務省不統一處置

(二月十六日 衆議算第一分科會 三二一頁)

(質) 民 中山 福藏

白鳥大島大使ハ歸朝後新聞雜誌演說會等ニ於テ日獨伊「ソ」軍事協定ヲ締結セネバ新世界情勢ニ對應スル全體主義ノ建前ハ堅持出來ヌ等ノ意見ヲ述ベラレテ居ルガ、是ハ外務省ノ指導精神ノ缺如デアルト共ニ其ノ不統一ヲ暴露シ日本ノ國威ヲ損傷スルト思フ、眞ノ外務省ノ方針ハ如何ナルモノデアリ自己ノ意見ヲ悉ニ發表スル高級官吏ヲ如何ニ處置シテ居ルカ。

(答) 有田 外相

大島大使ハ職ヲ去ツテ居リ白鳥大使ハ待命ニナツテ居ルガ、是等ノ言動ニ對シテハ當時各注意ヲ與ヘタト思フ、日本政府ノ方針ハ歐洲戰爭ニ介入セズ東亞

ノ時局收拾ニ專念其ノ目的ヲ達成スル意味ニ於テ各國トノ國交ヲ調整シ他方防共ノ主義ハ棄テナイノデアル。

○外交官吏ノ言動

(三月二十三日 衆議算委員會 五九七—五九八頁)

(質) 第一笠 井重治

米内山領事ノ外交時報ニ發表セル意見ハ同人個人ノ意見ナルヤモ知ラヌガ、同時ニ外務省官吏トシテノ責任ハ免レヌ故同人ヲ辭職セシメタト聞クガ「ダグ」ト大使ノ演說ヲ辯駁シタ平澤某ノ「コンテンポラリ」ト「ジ・パン」ノ匿名文又大使ノ現職ニ在リナガラ機密ヲ外部ニ暴露シ、自國政府ヲ罵倒セル如キニ對シ何等處置シナイノデアルカ。

(答) 有田 外相

「コンテンポラリ」・「ジ・パン」ニ出シタモノガ外務省官吏デアルカ否カハ承知シナイ、米内山領事ハ本人ノ都合ニ依リ辭職セルモノデ論文トハ關係ナイノデアル、現職大使ガ政府ノ意見ニ反スル言說ヲ爲シタ點ニ付テハ、當時當局カラ注意ヲ與ヘテアリ最近斯ノ如キコトハナイト承知シテ居ル。

○外相臣節問題

(二月十三日 衆議算委員會 二二一頁)

(質) 小 山 亮

平沼内閣辭職ノ理由ハ複雜奇ナ歐洲新情勢ニ對シ外交機軸ヲ改メルヲ急務トシタガ故デ、最モ重要ナ責任ヲ感ゼネバナラヌ者ハ其ノ當時ノ外相タリシ有田外相デアアル、然ルニ四箇月後ニ恬然トシテ再ビ大臣タルハ國民ノ有田外交ヲ信頼セシメル所以デハナイ、如何ナル所信ヲ持チ其ノ職責ニ就カレタカ君思ニ抑レルコトガ果シテ臣節ヲ全ウスル所以ト考ヘルカ。

(答) 有田 外相

平沼内閣ノ際ハ平沼總理ガ辭職サレタニ付テ吾々ハ其ノ職ヲ辭シタノデアル、私ノ外交政策ヲ國民ガ信頼スルヤ否ヤハ一部ノ人ガ如何ニ考ヘルカハ知ラヌガ、私ハ此ノ際日本トシテ執ルベキ最モ適切ナル外交政策ト確信スル所ヲ實行セントスル者デアツテ、隨ヒ多數日本國民ノ同意ヲ得ルコトト思フ。

○外交官採用方針

(三月十八日 衆議算分科聯合會 三二五—三二六頁)